會告

○本會に送附する爲替金は東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○會費の送附及び會計に關する往復文書は東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾宛

○會計に關せざる往復文書は東京牛込區北町卅番地主幹宇川盛三郎宛

右會員各位に廣告し候事

明治廿五年一月廿九日版權所有
明治廿五年二月廿八日印刷
明治廿五年二月廿九日出版

發行兼編輯者　東京牛込區神樂町二丁目二十二番地　佐野尙

印刷人　東京淺草區黑船町二十八番地寄留　寺井宗平

發行所　東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地　大日本監獄協會事務所

（東京集治監活版所印刷）

（逓信省認可）

REVUE DE LA PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄雜誌

明治廿五年四月發兌

每月壹回發行

第四拾七號

●再版落成廣告

文官試驗

○正價郵稅共金卅錢
（五厘郵券ニ限リ代用不苦）

東京市本鄉區駒込
千駄木町五十番地　**敬文社**

行政學研究會

會員募集

深遠なる行政學の原理を研究し微妙なる行政法の實用を指導する者大日本帝國中唯一の本會あるのみ當代の碩學名家八十餘名講師評議員たり本田行政裁判所評定官其長たり荒川內務衛生局長其副長たり本會基礎の鞏固なる以て知るへし

本會ハ行政上必須ノ學科及ヒ之カ應用ヲ研究スルヲ目的トス右ノ目的ヲ達スルノ機關トシテ行政學研究雜誌ヲ刊行シ每月二回會員ニ頒付ス（一冊八十頁）入會金拾錢會費每月金拾五錢尙詳細ノ規則ヲ要セハ二錢雜誌見本ヲ要セハ六錢ノ郵券ヲ送付セヨ

東京築地　**行政學研究會**

攻法會會員募集

本會ハ日本法律ヲ攻究スルヲ目的トシ傍ラ各國ノ法理ニ及フ其機關トシテ日本法律雜誌ヲ發刊シ每月二回會員ニ頒付ス（一冊九十頁內外）入會金拾錢會費每月金拾五錢尙詳細ノ規則ヲ要セハ二錢見本ヲ要セハ八錢ノ郵券ヲ送付セヨ

本會ハ創設後茲ニ五年の久しきに及へり基礎鞏固本會の會頭は大審院部長名村泰藏君なり信用旺盛評議員及講師は博士學士數十名あり又淵博又深邃此諸士は英佛獨諸派あり實際家あり且公平且沉實

東京築地　**攻法會**

大日本監獄雜誌第四十七號目次

◎官報……一
◎論說
○監獄論……法學士畑良太郎……一
○假出獄制度……第一回……法學士石田氏幹……三
○帝國、地方、兩議會議員及各府縣典獄に望む……中尾久藏寄稿……五
○國庫支辨ニ關スル監獄ト地方稅支辨ニ關スル監獄ト經費の比較に就て……木下鎧吉寄稿……八
◎問答
○新法令問答……一〇
○獄事雜問……一二
◎飜譯
○歐米監獄沿革史……（承前）……在文科大學神谷四郎譯……一三
◎獄事金言
○十二件……一六
◎批評
○三件（若晝）……一七
◎通信
○群馬縣監獄署の大供養○不論罪の年齡と刑法上の成年○教誨師職合會○看守教習
◎雜錄
○假出獄囚の選擇方○慈善者の義捐金を以て賴るへき所なき出獄人に自活の正業を授くる所の保護場を北海道廳各府縣に設くへし○刑事被告人の待遇及び費用附書信の事○待敎囚の差異○假出獄上申書及監視假免上申書○事務分掌○獄內發覺再犯者の處分
◎寄書
○就事雜問○在監人の懲罰に就きて○貸表疑問○監獄則施行細則第百一條第二項の解
◎小說
○獄事小說佛老爺……二八
◎獄事彙報
○十一件……三〇
◎廣告

祝詞

今殊更に說くに及はされとも我明治の盛世は施績咸く熙まり紀綱大に張る獄制も亦從ひて具るべきの時なり是に於て有志の輩相謀りて大日本監獄協會を創設し監獄の學を研講すると既に五年其佳藁を載したる月刊雜誌の號を累ぬると殆と五十會運の益隆昌なるを以て今回ひ進みて大に斯の雜誌の体裁を更革し愈勵めて采輯を該博にし獄事改成の最要機關たらんとを期し以て着々監獄に關する時事を論載せんと欲するの計畫なりと云へり故に其辭鋒の向ふ所前人の未だ論じ及はさるの訣を論じ輿論を振起し我帝國獄事改成の基礎を樹つるの時豈に遠きにあらんや哉其れ果して然らは盛世の治化を補益し事蹟の著しきもの燦然として發揚し天下後世をして摸範たらしむる事を得るの偉業と謂ふへし事の此に至らば會員諸君か名譽たるは言を俟たす特に其會務の衝に當れる諸君の一大功績なり予不敏なりと雖も聊か獄事に經歷を有するを以て特別會員の撰を辱ふし諸君と志を同ふせる者なれは今回計畫の事を聞て欣抃措く所を知らす茲に蕪辭を述へて之を祝し併せて國家の隆運と會員諸君の健康とを祈る

小原重哉

監獄の事たる其重要なるあとは今予か喋々するを待たす然るに世に此事を研究する者少なきは余か常に遺憾とする所なり我か大日本監獄協會は每月雜誌を發行するあと茲に年あり號を重ねて既に四十七に至る以て斯道の普及皇張せんことを謀る蓋し其世に裨益する所著大なるへし然りと雖とも監獄の學は今正に歐米諸國に於て日新の進歩を爲すの時機に在り殊に我邦に於ては維新以來僅に二十餘年歐米の獄制に則れるより日尙は淺く或は彼れに是にして我に非なるものあり能く從來の慣例を參酌し我邦の國情を熟察し然る後彼れの長を取りて以て我か短を補はんには數十年の間日に月に改良を施し漸次完備を期せすんはあるへからす而して我邦從來の經驗を聚め歐米今日の進歩を傳ふるもの我か大日本監獄雜誌を含いて復た何にか求めん今余は此雜誌の改良を聞いて欣抃に堪へす敢て蕪辭を寄せて以て祝詞と爲す

法學博士　梅　謙次郎

滿天の春色宛も發するの時我國獄事改良上に杜礎たる大日本監獄協會は其趣旨を貫徹する機關として發刊する雜誌の體裁を變更し紙面を改良し益規模の廣大を企圖する報に接す余輩は深く本會諸士の辛勞を謝せすんはあらす惟ふに將來本誌の發揚する光彩は當さに東台に燦爛たる櫻花に讓らさるを信す余欣悅の情に耐へす聊か蕪辭を陳へて祝詞に代ふ

小泉保直

人世は猶は偏重の權衡の如し百万の富を致す猜嫌の如きあれは衣食日に足らさるの貧窶あり學藝奥旨を叩き至理に通そるの碩學あれは憫然裁菱を辨せさるの傖夫あり｜クラットの大賢あれは又盜跖の大惡あり世運推移し人智開廣するに至らは二者相距るの溝渠愈〻益〻大なるを致す可し是に於て奸譎の鼠輩日に機巧を逞ふし月に猾智を弄し覺端を覺無きの隙に求むるの術精に益〻精を加ふ是れ蓋し人世社會の通患にして釋迦耶蘇の如き幾百の大聖世に出つるあるも蓋し奈何ともす可らさらん顧ふに此徒の斯極に達するは固より教育に乏く且其境遇の然らしむる所なりと雖も其天性の具らさるあるも亦與かりて力無しとす可らす然らは則ち之を矯正するの道如何吾人々類の心理を撿覈し其性情を査察し以て舊筆法を廢し矯正保育の切且實なる恰も彼の聾啞癈疾を待つの法を採るあらんのみ其緩嚴宜きを制し其仁宋裏に流れす其威虎狼に失せさるは則ち當事者の事にして此法を講明し人性を究窮し以て示教を乘るゝには監獄學者の宜く潛心すへき所なり今や監獄は一に刻刑を事とするの火宅にあらす即ち子弟を保育するの學舍ならさるへからす然り而して監獄と學舍と相異なる所以の者は他なし後者は順に由りて麪育し直をして益〻直ならしめ前者は逆に由りて矯正し曲をして直に復せしむるに在る耳鳴呼流に順ふは易く之に逆ふは難し其法苟も宜きを失せは一毫の差千里を誤る事に監獄に從ふ者其任輕しと謂ふ可らす這回本誌第四十七號より更改を加へ博く監獄學の理義を擴充し洽く世人をして此學に通曉せしめんと欲す此美擧異日功を奏するあらは孔丘も糞土の墻朽す可らさるの歎を絕ち國家永く慶するの人を起して自らす絕つの志無からしめん感化の功偉且

大なりと謂はさる可けんや荒礫變して金玉と爲り邪慾化して正順と爲る邦家の隆昌を裨補するに庶幾らん今我友佐野尙君の此盛擧あるを嘉みし聊か蕪辭を呈す

陸軍教授　野村泰亨

人性は素と純一天與豈貳有らん哉唯其れ涵養同しからす素脩趣きを異にす是に於て乎善惡の差生し邪正の別起る焉善惡邪正は先天の已に定まる所に非らすして外界の勢力實に之をして然らしむるものなり外界の勢力已に始めに之を左右せ焉そ之を後に左右する能はさるの理あらんや築紂得て禹湯たらしむ可し禹湯得て築紂たらしむ可し唯之をして然らしむるを得ると然らしむるを得さるとは一に其勢力の强弱如何に在る而已矣築紂禹湯尙且此の如し況んや其惡築紂に至らす其善禹湯に及はさる者に於てをや然り而して其禹湯をして築紂たらしむるは固より事に害有て益なし隨て茲に之を言ふの要なし若し夫れ築紂をして禹湯たらしめん乎外嚴に之か自由を拘制して以て秩序的の行爲に慣熟せしめ內盛に之か良心を開發して以て翻然自新の途に就かしめさる可からす是に於てか監獄の要起る矣監獄何そ止に罪囚を拘禁するの地ならんや監獄何そ止に懲戒の例を示すの地ならんや監獄の性質夫れ實に此の如し然り而して在昔の爲政者不幸にして思茲に到らす其囚徒を遇するや殘虐至らさるなく苛酷盡さゝるなし衛生管て顧みす論戒嘗て施さす因襲の久しき朝野恬然習ふて以て常となす維新以降文運煥發百廢悉く擧かる監獄の改良亦大に觀る可き者あり然りと雖も積習去り難く餘弊洗ひ難し其更新釐正を要すへき者實に一にして足らさるなり世の獄事改良家たる者豈拱手沈默す可きの時ならんや佐野尙君等茲に見るあり憂きに同志を糾合して大日本監獄協會なるものを組成し雜誌を發兌して以て之を會員に頒つ名つけて大日本監獄協會雜誌と曰ふ創業日尙淺しと雖も其世を益するや已に業に多し矣然りと雖も其揭くる所專ら學說に係る是を以て其論纖綵を穿ち其議簁毫に入ると雖も憾むらくは範圍狹少縱橫馳騁の餘地に乏し記者鬱勃の勇焉そ久しく此不振の地に立たんや乃ち茲に其第四十七號を以て改良を紙面に施し政治雜誌の資格を得て將に大に獄政獄務を論議する所あらんとす記者樣大の筆是に於て乎揮ふ可し記者滿腔の誠是に於て乎舒ふ可し正に知る光焰萬丈遍く我獄政界裡を照し盡さん

ざるを世の獄事改良を以て自から任ずるもの苟も此に汲んで彼に施さば能く紛紜をして禹湯たらしむへし不肖良太郎亦會員の末班を汚す者今此盛擧に際して轉た欣抃に堪へす乃ち茲に一言を寄せて以て之を祝す

法學士　畑　良太郎

何事を問はす改良は祝すへきことなれとも本會雜誌の改良はと祝すへきことはなかるへし如何にとなれは本會雜誌の改良は益〻獄事改良家の十分なる機關たることを期し獄事改良家の氣燄は天下の輿論を喚起し天下の輿論は監獄改良の基礎をなし監獄の改良は國家の發達を促せはなり豈之を祝せさらむと欲するも得んや

法學士　石田氏幹

事業は歲月を假すにあらされは成らす、尋常の事業尚ほ且つ然り、況んや普通の社會より壁を以て隔てられたる、監獄に關する事業に於てをや、急遽之を成し遂けんとせは、反りて大いに障礙を招致し、急進せんとする所以のもの、偶々以て秩序ある進歩を妨くるの結果に終ることなしとせさる也、明治二十一年三月、我大日本監獄協會の起るや、當初其勇氣の勃々たるより、或は一擧して全効を収めんとするか如き外觀ありしを以て、吾人は窃かに之れか爲めに、監獄協會事業の秩序ある進行を妨くることなきやを疑ひしに、幸にも其實相は外觀の如くならそして、能く進行を愼み、其基礎を鞏固にするに力むるをと、茲に五年、今其基礎確立せしを以て、先つ第一着に大いに其雜誌を改良して、學術專門のみのものたらしめす、次て監獄の左右翼たる感化事業と出獄人保護事業とに、漸次其力を及ぼし、終に監獄をして十分なる働きを爲すに適せしめんことを期すと云ふ、監獄協會の爲すところ、能く事業は歲月を假すにあらされは成らすとの主意に適ひ、其進行の秩序ある誠に喜ふ可し、而して此雜誌改良の擧は、其進取事業の第一實行たり、是れ豈賀せさるを得ん哉、謹て祝す

神谷彦太郎

大日本監獄雜誌第四十七號　明治廿五年四月

官報

●内務省訓令第二號　北海道廳府縣（東京府ヲ除ク）

監獄支署ニ於テハ戒護上ノ監督ヲ補助セシムル爲ニ看守部長ノ職ヲ置キ月俸拾圓以上ノ看守ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

看守部長ハ看守ノ上班トシ看守長ニ亞クノ待遇ヲ受クヘキモノトス

看守部長ハ上衣竝外套ノ左腕ニ緋絨（長曲尺一寸五分幅同寸）ノ徽章ヲ附スヘシ

明治廿五年三月十三日　内務大臣　伯爵副島種臣

●辭令

敍從七位　勳六等　石川慶吾

敍從七位　手塚弘

敍從七位　有馬四郎助

敍正八位　中川靜

敍正八位　大樂新造

●監獄會議　兵庫縣ニ於テハ二月二十一日ヨリ各監獄支署長及調度主任ヲ召集シ獄務上ニ關スル會議ヲ開キ同二十七日閉會セリ○大分縣監獄署ニ於テハ三月十日ヨリ各監獄支署長ヲ召集シ獄務ニ關スル要項數件ヲ議シ同十一日閉會セリ○栃木縣ニ於テハ三月十八日監獄支署長及監獄署詰監獄書記ヲ召集シ治獄上緊要ノ事件ヲ議了シ翌十九日閉會セリ

論說

○監獄論　第六

法學士　畑　良太郎（東京）

余輩ハ前章ニ於テ例ヲ普佛兩國ニ採リ犯罪ノ外觀的變化ヲ示セリ以下同例ニ依リテ其實際的變化ヲ說述セン

第四章　佛國ノ感化

佛國ニ於テ五十餘年來ノ經驗ニ徵スルニ犯罪ノ增加シタルハ爭フ可カラサルノ事實ニシテ之ニ關シテ多少ノ異論ナキニシモ非ラスト雖モ其主要部分ニ至リテハ大ナル庭徑ヲ見ス但シ同國政府ノ統計ハ較々實數ヨリ少ナキノ譏ヲ免レス今同國ニ於ケル犯罪變化ノ要件ノ特性ヲ擧ケンニ人ニ對スル犯罪ハ格別ノ增加ナクシテ財產ニ對スル犯罪ハ減少シ輕罪ハ非常ニ增加シタリ而シテ嚴酷ナル懲罰ニヨリ財產ニ對スル犯罪ノ減少シタルヲ以テ隨テ輕罪ノ數ノ增加スルハ歐洲學者ノ已ニ認ムル所ナリ其他法律ノ峻嚴トナリタルト殊ニ風俗ニ關スル犯罪ニ對シテ峻嚴トナリタル爲メニ人ニ對スル重罪ノ數ハ增加シタリ之ヲ要スルニ同國ニ於テ犯罪ノ增加シタルハ爭フ可カラサルノ事實ナリト斷定スルヲ得ヘシ

又審問ヲ受ケタル者ノ數ト告發セラレタル者ノ數トヲ觀

察スルモ亦必要ナリ仍テ玆ニ之ヲ擧示セシニ財產ニ對スル犯罪ヲ除キ重輕罪ノ別ナク比較的告發ヲ受クタル者ハ最多數ニシテ審問ヲ受ケタル者ノ數之ニ次キ宣告ヲ受ケタル者ノ數又之ニ次ク

同國ノ犯罪ハ一種特異ノ性狀ヲ有シ風俗上ヨリ之ヲ觀察スルトキハ頗フル不良ノ現象アリ即チ風俗ニ關スル犯罪ハ非常ニ增加シ殊ニ幼者ニ對スルモノ最モ甚タシトス然レモ法律ノ變化ニ由リ此種ノ犯罪ヲ搜査スルコト極メテ嚴密ナルモ亦一原因ナルヘシ

第五章　普國ニ於ケル犯罪ノ實際的變化

普國ニ於ケル一千八百七十年ヨリ同八十年ニ至ル十年間ノ犯罪ノ變化如何トノ問題ハ甲論乙駁未タ其歸着スル所ヲ知ヲススタルケー氏ハ之ニ對シテ良好ノ解釋ヲ下シイルリンク氏ハ全ク其正反對ノ地位ニ立チ二者共ニ之ヲ贊スル者少ナカラス而シテ此兩說ヲ折スルモノ亦之レ有リ要スルニ其論點トナル所ノモノハ普佛戰爭以來特ニ犯罪ノ增加シタル事實ナリトス

スタルケー氏所說ノ大要ニ曰ク同年間ニ於ケル犯罪數ハ甚タ僅少ニシテ全ク例年ニ比シテ不規則ナリシニ止マリ事實其多數ナリシニハアラサルナリ人若シ犯罪ノ眞理ヲ窺ハント欲セハ唯同年間ニ於ケル犯罪數ノ多少ニノミ拘泥セスシテ須ラク永年月ヲ期シテ比較ノ對照ヲ試ム可シ果シテ此ノ如クンハ其結果ノ全ク異ナルコヲ發見シ得ヘシ即チ當世紀ノ後半ハ其前半ニ比シテ犯罪ノ有樣ハ非常ニ良好ナルヲ得タリ抑モ當世紀後半ノ初期ハ相應ニ犯罪多カリシガ其後漸次減少シ以テ普佛戰爭ノ時ニ至レリ然レモ該戰爭ノ開發スルヤ頓ニ其數ヲ增シ其繼續中消長定マリナカリシナリ要スルニ一千八百七十年以降犯罪ノ增加ハ爭フ可カラサルノ事實ニシテ學者間議論ノ沸騰亦此ニ基クト雖モ此增加タル決シテ永久ニ持續シタル者ニ非ラスシテ其後漸次減少スルノ傾キアリ今同國ニ於ケル犯罪表ヲ覽ルニ概シテ違警罪ハ重輕罪ヨリ多シ（但シ盜賊罪ハ此限ニ非ラス）而シテ其增加ノ景狀ニ關シテハ其性質如何ニ由テ亦程度ヲ異ニセリ即チ貪婪ヨリ生スル犯罪ハ非常ニ多ク就中老年者ニ於テ其甚タシキヲ見ル但シ竊盜ハ極メテ少ナシ又諸種ノ自尊傲慢及ヒ粗暴ニ基因スル犯罪ハ七十年ノ初期ヨリ已ニ大ニ增加セリ例ヘハ毆打侮辱等ノ如キ是ナリ改熱ニ狂奔シテ公安ヲ妨害スル罪並ヒニ官吏ヲ侮辱スル罪亦同シ又人事ノ複雜ナルニ至リ人口著シク增殖シタルカ爲メニ生スル所ノ僞誓及ヒ僞破產等ノ如キ諸犯罪モ亦增加シタルモノナリ而シテ其增減ナキモノハ性命宗教及ヒ君主ニ對スル犯罪ナリ尤モ性命ニ對スル犯罪中ニテ過失殺ハ增加シタレモ謀故殺ノ減少セルヲ以テ全局面ヨリ觀來レハ遂ニ增減ナキニ歸スルヲ要スルニ現今普國ニ於ケル犯罪ノ情況ハ決シテ滿足ス可キニ非ラスト雖モ亦敢テ恐ルヘキ者ニ非ラサルハ一般ニ認ムル所ナリト

此良好ナリトノ解釋ニ反シテイルリング及ヒミッテステッ

トノ兩氏ハ全ク觀察ノ方法ヲ異ニシスタルケー氏ノ探究ニ要スル材料ノ唯一ノ基礎トセル者ヲ以テ誤謬ナリト斷定シ且氏ノ外觀的增加ノ原因ト見做シタル者ノ多數ハ之ヲ實際的增加ノ原因トナセリ其畧ニ曰ク人若シ在監者及ヒ有罪ト宣告セラレタル者ヲ見ハ重罪ノ著シク增加シタルヲ知ルヘシ殊ニ風俗性命身體ニ對スル諸犯罪及ヒ僞誓詐欺放火掠奪等ノ諸犯罪ニ於テ最モ甚タシトス又近時大ニ犯罪上良好ノ現象アリト雖モ是人民德義ノ增進シタルカ爲メニ非ラスシテ其原由ハ却テ他ニ在テ存スル者ナリ又盜賊及ヒ乞丐流浪罪等ハ非常ニ增加セリ云々

此ノ如ク兩者見解ノ抵觸ハ日後永年月ヲ包括セル獨乙新刑事統計表出テ法律上及ヒ統計上ノ基礎ニ據レル年限ノ全体ニ共通スヘキ材料ヲ得ハ始メテ雲散霧消スルニ至ルヘシ

スタルケー氏ハ佛國政府ノ統計表ト同シク普國ニ於ケル犯罪ヲ良好ニ解釋シ種々ノ例外ヲ設ケテ巧ミニ自說ヲ維持スト雖モ未タ以テ歐洲ニ於ケル普佛兩國ノ犯罪ニ增加アリトノ說ヲ退クルコト能ハサル可シ但シ獨乙ノ小邦ニ對シテハ之ヲ主張スルヲ得ヘク又墺國ハ未タ是等ニ關スル概博ナル統計ナシト雖モ增加セリトノ反証ナキヲ以テ亦主張スルヲ良好ニ解釋シ種々ノ例外ヲ設ケテ巧ミニ自說ヲ維持スト雖モ未タ以テ歐洲ニ於ケル普佛兩國ノ犯罪ニ增加アリトノ說ヲ退クルコト能ハサル可シ但シ獨乙ノ小邦ニ對シテハ之ヲ主張スルヲ得ヘク又墺國ハ未タ是等ニ關スル概博ナル統計ナシト雖モ增加セリトノ反証ナキヲ以テ亦主張スルヲ得ヘシ然レモ概シテ千八百七十年ヨリ同八十年ニ至ル十年間ニ於テ歐洲文明諸國ノ犯罪ハ漸次增加セリトノ主張ヲ爲ス者アラハ之ニ對シテ大ナル反駁ヲ試ムル能ハサルヘク余ハ亦其然ルヲ信スル者ナリ而シテ其原因如何ハ請フ之ヲ次回ニ逃ヘン

○假出獄制度　第一回

法學士　石田氏　幹東京

假出獄制度ノコトハ英語ニテパロール、システム（The parole system）ト云ヒ又ハコンヂショウナルリベレエショウンシステム（Conditional Liberation System）トモ云フ而シテ如何ナル故ニ英語ニテ之ヲパロールシステムト云フカト問フニパロールシステムトハ言語制度ト云フコトニシテ犯罪人カ刑期ヲ宣告セラルヽニハ文書ヲ以テセラルヽト雖モ假出獄ヲ命セラルヽニハ言語ヲ以テセラルヽ故ニ斯クハ名ケシナリ又如何ナル故ニ英語ニテ之ヲコンヂショウナルリベレエショウンシステムト云フカト謂フニコンヂショウナルリベレエショウンシステムトハ條件ヲ以テ出獄ヲ許ス制度ト云フコトニシテ犯罪人カ宣告セラレタル刑期內ト雖モ獄則ヲ謹守シ悛改ノ狀アルトキハ假ニ出獄ヲ許シ若シ再犯ノ憂アルトキハ直チニ出獄ヲ停止スルト云フ條件ヲ附シタル出獄ナル故ニ斯クハ唱フルナリ之ヲ要スルニ假出獄制度トハ犯罪人悛改ノ狀アルトキ刑期ノ幾分ヲ經過シタル後行政處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許ス制度ナルコトハ亦多言ヲ竢サルナリ

今假出獄制度ノ起原沿革ヲ敍スレハ北米合衆國ニ於テハ一千八百二十四年英國及佛國ニ於テハ尙ホ早キ時代ニ於

テ未成年犯罪人ニ假出獄ヲ始メテ許シタルニ其起原ヲ發シタルモノナリ蓋シ未成年者ハ辨明力ニ乏シキヲ以テ其罪ヲ犯スヤ前後ヲ判セサルノ致ス所ニシテ之ヲ成規ノ刑期間繫留スルハ慥然ノコトニシテ且不條理ノコトヽ謂フヘシ故ニ苟モ悛改ノ狀アルニ於テハ假ニ釋放スヘシトノ理由ニ基キシナリ而シテ其之ヲ成年犯罪人ノ場合ニ適用シタルノ原始ハ實ニ釋放狀制度ノ名ヲ以テ(Ticket of leave system)實施シタル頃ニアリテ此釋放狀制度ハ英國ニ於テ其犯罪人ヲ英領殖民地ニ移住セシメシヨリ生シタルモノトス

扨此釋放狀制度ハ一千六百六十六年チヤアレス第二世ノ時代ニ發シタル條例ニ起因シタルモノニシテ該條例ハ裁判官ニ一ノ權力ヲ與ヘテ犯罪人ヲシテ北亞米利加ニ於ル英領殖民地ニ移住セシムルコトヲ宣告シ得ルトセリ而シテ裁判官ノ此權力ハ一千七百十八年ジヨーヂ第一世ノ時代ニ發セラレタル條例ニ依リテ更ニ確認セラレタリ其後故アリテ(英國ト北米英領殖民地ノ戰爭)一千七百七十五年ニ於テ一時此制度ハ廢セラレタリト雖モ復ヒ一千七百八十六年ニ至リ採用セラレ犯罪人ノ移住大ニ增加セリ抑モ上述英領殖民地ニ於ル政治機關ノ組織タルヤ條例等ニ依リテ規定セラレタルニアラスシテ一ニ殖民地管轄者ノ知識ニ放任セルヲ以テ管轄者ノ權力ハ實ニ大ニシテ管轄者ノ意見ハ直ニ實際ニ行ハルヽモノトハナレリ斯ク管轄者ノ權力大ニシテ犯罪人ノ移住モ日ニ其數ヲ增加シ秋季ノ收穫モ從テ增額ヲ要スヘク家屋ノ建築モ從テ增築ヲ要スヘケレハ管轄者ハ此等移住犯罪人ヲ其刑期內ニ於テ假ニ釋放シ彼等ニ土地ヲ與ヘ以テ一時ノ急ヲ貼縫セリ此管轄者ノ措置ハ他管轄者ノ先例トナリ又此殖民地區ノ措置ハ他殖民地區ノ先例トナリテ此習慣ハ速カニ全殖民地ニ延滿スルニ至レリ

殖民地管轄者カ此等移住犯罪人ヲ釋放スルニハ必ラス釋放狀ヲ與ヘテ釋放ノ証トセリ而シテ此釋放狀ヲ有スル者ハ絕對的ニ放免セラレタルモノニアラスシテ唯假ニ釋放セラレタルモノナレハ或ル制限內ニ於テノミ自由ヲ得ルノミ多數ノ釋放犯罪人ハ居住ノ場所ヲ制限セラルヽヲ以テ通常トス個ハ管轄者カ一ケ月或ハ半ケ年或ハ一ケ年毎ニ此等釋放犯罪人ヲ監視スルカ爲ナリ而シテ何レノ釋放人ヲ問ハス武器ヲ携帶スルコトハ嚴禁スル所トス此釋放狀ハ初ハ唯殖民地內ニ於テノミ有効ナリシト雖モ一千八百二十年ジヨーヂ第六世ノ時代ニ於テ本國內ニ於テモ其有効ナルコトヲ認許シ繼テ一千八百三十四年一ノ條例ヲ發シ之ヲ積極的ニ規定シ其釋放狀ヲ與フルノ年限ヲ一定セリ之ヲ例スレハ刑期七年囚カ釋放狀ヲ得ルニハ四年ヲ經過セサルヘカラス若シ刑期八年囚ナレハ六年刑期、終身囚ナレハ十四年ヲ經過セサルヘカラサル規定ノ如キ是ナリ然レモ此等ノ期間ヲ經過シタレハトテ必ラスシモ釋放セラルヘキニアラスシテ若シ犯罪人ニシテ非行アルトキハ此等ノ期間ヲ延長セラレ又ハ刑期間釋放セラルル出獄ハ絕對的ノモノニアラスシテ假リニ行政處分ヲ以テ出獄ヲ許スモノナレハ若シ監視ノ間ニ於テ不正ノ方法ヲ以テ生活ヲ營ム傾アリテ假出獄ヲ許シタル信據ヲ破ルノ狀アルトキハ復タヒ此等犯罪人ヲ監獄ニ送致シ其刑期間出獄ヲ許サヽルモノトス此等非行ヲ識別スルニハ監視ノ方法ヲ尤モ有効ニナサヽルヘカラサレハ龍動ニ於テ中央犯罪人名簿記錄所ナルモノヲ設置シ其人名簿ヲハ各地方ノ警察署ニ配布シ一般犯罪人ノ氏名ヲ覺知スルコトヲ容易ニシ以テ監視ノ方法ヲ周密ニセリ

○帝國、地方、両議會議員及各府縣典獄に望む

中尾久藏寄稿　島根

余は今ま居常懷抱する所の管見を具陳し會員諸君は勿論世の博識賢明なる諸大家に訴ふるの必要に迫れり因て玆に本誌の餘白を借る

今や立憲の政成り既に帝國議會召集も玆に二次を經たり第二期議會の運動を見るに政府提出に係るの議案逐日頻繁なるも議員は徒に之か調査に日子を移し政府より緊急問題として速かに決了せんことを請求さるゝも往往曠久結局否決の衆議に登りしかと一二にして是ゝさるなり如斯議案其物毎に反對の意見を抱持し到底論議相協はす、去れは政府の信用を傷くるは炳乎として暗夜に燈火を覩るよりも倘明かなり故を以て斷然閣議の決する所となり

レサルハ勿論ナリトス

上述釋放狀制度ノ外尙ホ他ニ類似ノ制度例ヘハアッサインドサアバントシステム(Assaind servant system)屋儓制度又ハプロベーションシステム(Probation system)試業制度ノ如キモノアリト雖トモ本論ニ關係遠キヲ以テ之ヲ略ス之ヲ要スルニ實ニ此釋放狀制度コソ現今假出獄ノ制度ヲ馴致シタルモノト謂フヘシ而シテ此假出獄制度ノ我國ニ始メテ採用セラレシハ實ニ西曆一千八百七十二年ナリトス其他各國ニ始メテ採用セラレシ年代ヲ略陳スレハサキソニーハ一千八百六十二年スウイッチランドハ一千八百六十八年獨逸ハ一千八百七十一年デンマークハ一千八百七十三年ハンガリーハ一千八百七十五年チザアランドハ一千八百八十一年ニ於テ始メテ該制度ヲ採用セリトヽ云フ

今英國ニ於ル現行假出獄制度ノ如何ナルヤヲ觀レハ刑期ヲ三分シ其第一期ニ於テハ囚徒ハ各箇別房ニ居住シ各箇別場ニ於テ作業ニ服シ其第二期ニ於テハ囚徒ハ各箇別房ニ居住スルト雖モ作業ニ服スルニハ他ノ囚徒ト同一ノ場所ニ於テシ其第三期ニ於テハ囚徒ハ假ニ出獄ヲ許サルヽモ尙ホ監視ニ付セラルヽモノトス而シテ其監視ニ付セラレタル間ハ每月一回必ラス住居ノ場所ヲ管轄警察官ニ届出サルヘカラス若シ此届出ヲナサヽルトキハ一ケ年間ノ禁錮ニ處セラルヘシ

唯届出ヲ怠リタルトキニ制裁アルノミナラス第三期ニ於

遂に一夕解散の勅命に接したり扨第二期議會の當時政府提出に係る問題如何と尋れは先つ彼の濃尾震災之か支出の費途に就き協賛を求められたり然るに下院の議見往々區々に渉り終に解散と共に賛否決せさりし次に發表せられたるは吾々積年腦裡に浸漿しつゝある府縣監獄費國庫支辨の方案之なり玆に於て當局者は勿論國家全般に於ける感情は本案に對し議員は必す輿論の傾向に從ひ政府に協賛を表せんと今や遲しと待擁へしに個は姑く審査委員に附托し審議の末遂に大多數を以て否決の訃音に接す豈慨嘆に堪ゆへけん哉今其監獄費を國庫支辨に移すの必要なる理由を約言せんに本費は以前總て國庫の負担なりしを明治十三年布告第四十八號にて地方費支辨に移り爾來今日に至る十有餘年間繼續し此間要せし費額實に多額を占む地方人民の負担亦重かゝすや今日監獄管理の有様は着々改良其緒に就き當局者は熱心鋭意殆んと宿弊を一掃し昔日牢屋の影跡たに見へさるなり加之實務專門教師を遠く獨逸に聘し二回の練習生を養成し新知識を輸入したれば將來は泰西文明國と對等の地位を保育し尚進んで彼れに凌駕せんとするの熱度に達する現況なり是れ掩ふ可らさるの事實とす故に此事實をして永遠無窮に保持せしめんには宜しく先之に要する費途を研究せさる可らす而して明治十三年に於て府縣監獄費及建築修繕費を地方税の支辨となしたるは主として財政上整理の必要より一時止むを得さるの便宜に出てたるものなるか故に財政稍〻整理の曉に至ては再び國庫支辨の舊に復すへきは當然にして蓋し政府當初の精神なるへし且今日地方經濟に在ては國の進歩と共に土木に教育に衛生に勸業に何れも必須欠く可らさる緊要事業あり其他にも費用多端を要する上に監獄費の如きは囚徒の人員に應して要そる費用なれは地方經濟の如何を問はす民度の進否に論なく之を供給せさるを得す故に地方に依りては殆んと負担に耐へさるの困弊を見る今其節の精密なる統計を見るに廿四年度監獄費總額は實に三百二十七万餘圓に上れり地方給供の義務亦重しと云はさるを得す地方費の負担は逐年益々增加すへし、一時は終日終夜齷齪として得たる膏血を以て其供給の義務を完ふするを得ると雖も遂には爲に資料を失し昨日の納税者今日路頭に彷徨するの慘狀を見るなるへし果して然らは地方自治の制度あるも其實擧らす却て隣祐相食むに至るへし民力休養の四字は近來朝野の差別なく社會全般の常言恒語となりしが抑も民力休養とは如何なるものを云ふか余を以て之を計るに臣民各自、國の法律制度の範圍内に於て其分を守り其業に安し家給し人足るの方法手段を施し務めて民人の疾苦困弊を退くるに在り若し之に反して其方法宜しきを得さるときは民人は何に賴て樂土に棲息するを得ん故に内は民力休養の實を擧け外は泰西各國に對し我國民度の進否に喙を容れさゝしめんと欲せば須らく先つ拾有餘年の因襲たる監獄の費途を變更するを得策とす否目下焦眉の急務なる彼是轉用せは如何なる民力休養に關係ありやと問はゝ余輩直ちに之に答へん則ち客臘政府提出案なる監獄費國庫支辨理由書第一號乃至第三號是なりと一に監獄の性質二に地方税負担の權衡を失する點其第三に至りては該方案の骨髓を示せり曰く府縣監獄費及建築修繕費を國庫支辨となすときは管理上遇囚上其他諸般の事項に就て統一の實を擧け一層顯著なる改良の成蹟を見るを得へく從て將來囚人の數を減すへしと云ふに在り該理由書を一見玩味せは蓋し何人も異論なかるへし如何に監獄則は改正あれはとて（素より費用の許す限り當路者に於ては實施に躊躇せす履行に吝なからさるも）正面的に之を活用せんとし應分の費用を地方議會に求むるも議會は之を民力に諮り容易に是認を表せす己むなく一時の便宜法を行ひ舊規を毀用するは各地方免れさる所なり斯の如くなるを以て全國到るところ一定の針路に赴く能はす勢ひ變則に渉り姑息手段を執らさる可らす去れは折角の金科玉條も徒法に屬し死文に化す是則第三理由の忽諸に付す可らさる所以の要點なり

退て考一考するに苟も政治社會に立ちて正々堂々大政を論議するの能力ある三百の下院代議士身は一地方一區撰擧有權者の推薦する所となるも而かも大政協賛の責任ある其人々なれは祿々一地方の瑣事撰擧區民の些事に拘泥せす廣く輿論公議の所在を確め正理順道に由り國家の利

ふすや況んや財政整理の今日に於てをや而して該費途を害得喪如何を察し曖昧依姑の念あらさるへきは深く信任する所なり況んや一府一縣と地方は異なるも之を總括し之を一体にせは均しく四千萬同胞の代表者なるをや然るに怪むへきは代議士の既往の事跡言論は多年地方の希望する所に反せり田畑地價修正地租輕減論の如き敢て一理なきに非す亦地方に依りては地價修正地租輕減論の如き敢て一理等なからさるより其修正の必要もなきにあらさるへしと雖も地價修正の如きは既に數年間に二回の特別勅令ありて未た冷かなふさるものとす本議の再燃を政府果して必要と認め且つ勅裁ありとするも徒らに大地主の腔腹を滿すに止まり小地主小作人の如きに至ては利澤の配當を得るおと難し縱し大農は國の大本にて最も尊重すへしとするも此は目下緊急問題とすへき程の價値を有せす而して大地主に於て地方税負擔は如何と云ふに各其資力に應し前陳監獄費も逐年多額を負擔するにあらすや然らは則ち地租地價問題の爲めに監獄費國庫支辨を否とするは恰も仰臥して唾くと一般只目前の私利に迷ひ國家百年の長計を知ふさるものなり其心事や寧ろ憐れむへし

以上說き去り說き來れは先後得喪利害を判するおと易々たるのみ故に余輩は監獄費を國庫負擔に移すの緊急なるを知る而て後漸次財政整理を俟て地租輕減論地價修正說を提出するも未た決して遲しとせさるなり實に余輩の希望をるところは一舉両得無缺の策にあらすや終りに臨み余は當局者に向つて一二の要求を提起せんとす今や新に

一令の下に議員撰擧も了り召集の期將に近きにあり苟も新撰の代議士たるものは何の黨派何の主義を問はず公明正大勉めて輿論を採り空論虛議の裡に馳騁せず理非曲直を辨疏明晰にして客臘の覆轍を履踐せず百事敏捷を主とし事の先後得喪を識別せんことを是れ下院代議士に對する余の第一の要求なり若し本年召集の議會に政府より監獄費國庫支辨の法律案を提出さるゝあらは宜しく以上の論據に基き之を可決せさるへからす是れ獨り當局者の希望を滿足せしむるのみならす實に四千万同胞の爲めに一大美擧ならすや又各府縣會議員諸君及輿獄各位は從來の實歷に徵し監獄の管理上過四上の現況を描寫し併せて前途の意見を詳悉し以て此機に乘し其筋に建議陳情せらるゝあらは交々相俟て好結果を奏す蓋し難かさるなり之を余か第二の要求となす諸君其れ努力せよ

○國庫支辨に關する監獄と地方稅支辨に關する監獄と經費の比較に就て

木下鋭吉　寄稿　東京

余嘗て新聞紙を閲するに第二期議會に政府案として提出せられたる監獄費國庫支辨の議に對し贊否の諸說紛々亂麻の如く贅々蚊虻の如きを見る而て其事由と其根據とし其論點とする所を讀むに引證の該博なるを誇らんが爲め豊公小田原圍城の故智を襲き白紙を占して櫻柵と〻鵞毛を積んで巨鐘の重きに擬し淺薄なる觀察を以て千古の卓見として大呼するものあるを知る余輩は素より政府の燈火を持つものにあらす又東鶯と稱する一派に應援するものにもあらずと雖世の所謂民黨若くは壯士黨に加擔するものにもあらす余輩をして色氣なく謂はしめは其國庫支辨なると地方稅支辨辨なるとは堂々たる日本帝國の先覺を以て自任せる諸君か大聲疾呼輿論に訴ふとか四千萬の國民八千萬の眼に問ふとか新聞に演說に諜々する程の價値ありや無しやを疑ふものなり就中幾多の代議士諸君か八百圓の歲費其半額としても四百圓の報酬として我國民の爲め解散の危險を侵して政府と論爭せられたるは拾錢の買物に五拾錢の車代を拂ひたるの憾なきにあらす我國民たるもの豈に立憲政体の手前に對し感謝せさらんや而て此の名譽なる諸君が議會解散の後に當つて其頽末を余輩國民に告けらるゝを聞き余輩は更に其事由の是非を陳せす然れとも國庫支辨の監獄は地方稅支辨の監獄に比し非常の不經濟なりとの說は如何なる根據に依りしか地方稅支辨監獄は一囚の費額五十七圓にして國庫支辨監獄は八十三圓なりとは如何なる算測に出てしか余輩は未た其算出の基礎と說明を聞かさるか故に何故に此の如き大差ありや果して國庫支辨の監獄は此の如き不整理なりやを知る能はす實に疑惑に堪へさるなり世上或は余輩と感を同ふするものあらん余輩は仰て此疑惑を解すへき仁人あるを待つ余輩は就中這般の唱導者たる改進黨中

諸名士の說明に接せんことを切望す

世に算盤程確實なるものはあらし又世に算盤程不確實のものはあらし計數の正確を保證するものは實に算盤に依頼すと雖誤て一籌を失せは霄壤の差を生するもの又算盤の罪ならすんはあらす誤てすら尙然り況んや借金を貸金に算當する世の中に於て月鼈の違算を公衆に披露する豈怪むに足らんや嗚呼國庫支辨の監獄費も亦此の輩の爲めに冤を社會に蒙りたるものか否か余輩の親しく開く所に依れは國庫支辨の監獄必しも地方監獄に比し多費を要するものにあらさるか如きのみならす寧ろ靡なる所ありと云ふ凡そ監獄經費の比較をなさんと欲せは頗る複雜なる注意を要せさるへからす

第一　監獄に拘禁する囚徒の多寡に依り個人比例に費額の大差を生するあと

第二　現時の國庫支辨監獄中には假留監なるものありて出入頻繁嚮地へ押送等の爲め多額の費用を要するあと

第三　監獄の位置に依り物品購買殊に囚徒費大半を占有する米麥等の購入に非常の利不利あるあと

第四　役業の種類に依て囚徒費を以て支辨する器具材料等の費額に大差違あるあと

此の如く幾多の事情を酌量推考して然る後始めて完全に近き比較を知るあとを得へし就中第四の如きは尤も世人の誤解し易きものならん蓋し監獄の位置形勢に依り囚徒を人民に貸渡すもあり又た道路の開鑿に用ゆるもあり監獄の工業に用ゆるもあり其使役の方法たるや各監獄の位置境遇の命する所に依り到底同一の業を取る能はす隨て其經費及收入に種々の變象を呈するは亦已むを得さるものなりとす世人か監獄費を比較するに當り其の收入を顧みるあとなく單に囚徒費修繕費雜給等支出の金額にのみ對照比較するか如きあとあらは正鵠は愚か射梁にたも適中するあと能はさるへし囚徒費中には囚徒の役業費あり此は囚徒か動作せる事業の材料を與ふるものにして煉化石製造の如き高價にして且つ多額の材料素品及之に供ふ數多の工舍器械を使用せる監獄に於ては實に多額の役業費を要し彼の道路開鑿を主とし礦山事業に從事する監獄の如きは殆んと器械を除くの外役業費を要せす囚徒を人民に貸渡すものゝ如きは半錢の役業費も要せさるにあらすや世人は往々囚徒費を目して悉く囚徒の爲に費消せるものゝ加く想像そるに拘はらす囚徒は其材料に依て幾多の利益を政府に納めつゝあるものなり余輩は恐る世の所謂大政治家なるものゝ中には一を十と誤り馬を指して鹿なりと云ひ徇大師は小瑾を顧みすと蛙面擲水素然たるものあるを余輩は記憶す堂々たる議院か一の報告をなすに當り正誤の正誤を出したることあるを余輩は信す嘗て此信用ある議院を組成したる貴貴なる諸君の中には國庫支辨の監獄の不經濟を絕叫したる人あるを地方費の囚徒何萬人國庫費の囚徒何萬人其の收入の關係は敢

て言はす其位置の關係は敢て云はす拘禁多寡の關係は敢て問はす法を以て實を除すれは是れ商なり商と商との對照は此れ比較なりとは豈に驚くへき計算ならすや余嘗か實見したる國庫支辨の監獄は其位置物品購買に不利なるに拘はらす改良進歩の實功を奏しつゝあるに拘はらす廿一年度の如きは一四四拾貳圓廿三年度の如き米價暴騰の時を比例するも尚五拾五圓に止まると云ふ彼の囚徒就役費を混合計算するものとせは八拾餘圓を要したるに相違なきも彼等は五拾九圓の収入を政府に與へ居れりと云ふ果して然らは彼等の使用したる原料を扣除し進んて其益金を扣除せは實に三拾貳圓を要したるに過ぎさるか如し嗚呼余輩は監獄費か國庫支辨なると地方税支辨たるとは素より關する所にあらさるも三拾貳圓は八拾三圓なりとの新説出つるに於ては算術計算の何物たるやを知る能はさるなり

問答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれは其當否と保そること能はさるは勿論尚ほ不充分のかと多かるへきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるゝ諸君は提撕の勞を惜まれさらんことを希望す　編者白

○新法令問答

問　今回内務省訓令第二號を以て監獄支署に看守部長の職を置かれたるか該職は監獄本署にも之を置く方實際便利ならんに支署にのみ限られたる理由如何

答　元來看守は在監人の數に割合して其の數を定め在監人直接の戒護に任そるものなれは其れをして看守長の職を補助せしむるときは戒護に差支あるへき筈なり然るに從前は看守をして臨時看守長の代理を爲さしむるも苦しからすとのかより何時か臨時の二字を取除けて上級の或る看守に常に看守長代理を命し置き眞の看守長は自然宿直等を爲すかと稱れにて看守長代理看守をして看守長が勉勵せは自身に爲し得へき仕事まても爲さしむる向きなきにあらさりしより此は職務の分界を紊り官守明かならす責任の道立たさる次第なるを以て看守に看守長代理を命し置くは一切相成らさるかとに定められたる由し然るに其以來大監獄即ち監獄本署に在ては少なくも二三名以上の看守長あるを以て晝夜の戒護監督とも爲し能はさるの理なきも小監獄即ち支署に在ては如何に監獄則の實行を期するも經費の許さゝるとおろより看守長は一名より多くを置き得さる所多しとす此の如き支署に對しては漸次看守長增員の方針を採るへきかと固より當然のことなれとも今俄に增員し難し是れ實に已むを得さるかとなり尚ほ一監獄一看守長なるときは其看守長にして若し病に罹る等の場合には看守長の職を執るもの全く缺員となるへし加之、一人の看守長にして晝夜勤務するかとは到底出來得へきにあらす斯かる有樣なるを以て監獄支署には看守長を補助するものを置かさるを得さるの必要あり依りて看守は性質上すき時も直接戒護の事を離るへからさるものなれとも上陳の如き已むを得さる事情あるか爲め枉けて監督事務の補助を爲し得るかとの道を開かれたるものならん果して然らは是れ一の變則なれは大監獄即ち本署に於ては固より此の如き變則の便利に戀々せす監獄則實行上必要なる數の看守長を備ふるの方針を採らさるへからさるかと思考す斯くの如き理由あるを以て監獄支署に限り看守部長を置くかとを得せしめられたるは誠に適當なるかとゝ信するなり

問　看守部長の外套の制は單に看守になき徽章を附するのみなるや

答　看守長の外套には徽章を附するのみならす其釦は眞鍮鍍金を用ふるかとに定められたりと聞く

問　看守部長の提灯は看守と同樣のものを用ふへきや

答　提灯の形は看守の如くなるも其製は看守長の如き馬上提灯に定められたりと聞く

問　看守部長は一監獄支署に幾名を置くも差支なきものなるや

答　看守部長の數に付ては制限の明文なしと雖も二名以上の看守長あれば臨時看守をして看守長の代理を爲さしむるの必要はあらんか常に看守部長を置くには及はさるへきか就ては一支署には一名より多くの看守部長を置かさる方至當ならん

問　監獄支署に看守長を置かす看守部長のみを置くときは經濟上妙なりとす而かも此は爲し得さるかとなるや

答　看守部長のみは置き得さるかとゝ思考す何となれは看守長ありて後始めて其監督事務を補助する者を置くを得へく監獄主任なきに之れを補助するとは云ふか如きは事理に於てあるへからさるかとなれはなり

問　拘置監を監獄署の側に設けたる所往々あり右の如き監獄署より分れたる小監獄は實際支署と異なるなき有樣なれは斯の如き監獄には看守部長を置くも差支へなきや

答　監獄署所在地に獨立したる拘置監等ありて其體裁全く支署と異ならす看守長も數名置く能はさるか如き向は取りも直さす一支署なり而して看守部長は斯かる監獄に置れんか爲め設けられたるものなれは之を置くかと差支なかるへし既に福岡縣愛知縣は此事を許されたりと聞く

問　看守部長は月俸十圓以上の看守を以て之に充つとあれは十五圓若くは十二圓給位の者の中より擇ひを至當とするや

答　看守部長には專ら看守長の補助に適當なる人物を擇むへきものなれは必すしも俸給の高きものより取るを要せさるへし要するに看守長の事務を補助せしむるか如き者は單に年限多く勤務して上給俸を得たれはと

て適任と見做すを得さるへきなり就ては專ら人物に付て之を選ひ俸給に付て之を撰ふか如きあとなからんあとを希望を但し十二圓の看守を置きある支署に於て十圓のものを看守部長となし置くか如きは實際穩かならさるあとなれは此の如き場合に於ては十二圓の看守は之れを他に轉せしむるか若くは看守部長たる十圓の看守を十二圓に爲す等相當の注意あるへきあと勿論ならん

問　看守部長と爲すか爲めに下給俸の看守を抜擢し得へきや

答　新たに置かれたる看守部長の職を充たすか爲めに其人を求むるに際し他に適當の人物なきに於ては下給俸の者を抜擢するも固より差支へなきあとゝ思考す

問　看守部長は常に看守長の仕事のみを爲すへきものなるや

答　監督の補助を爲すものなれは看守長にして十分其仕事を爲すの遑ある場合には看守部長は當然看守の勤務に從事すへきものと思考す

問　警視廳には二箇の監獄支署あり然るに看守部長設置の訓令に警視廳を除かれたるは如何

答　警視廳の監獄支署は名は支署なるも其實一大監獄にして他府縣の監獄本署と毫も異なるなし而して看守部長を置かれたる精神は前にも云ふ如く專ら小監獄の戒護監督上の爲めに特例を開かれたるものなれは警視廳の支署の如き大監獄には及ほされさりしあとゝ思考す

問　本署にも此の如きものを置く方利ありて害なしと主張する者あり如何

答　看守長三名若くは四五名もある本署に看守部長を置くの必要は決してなかるへし加之、斯かる監獄に看守部長を置くときは徒らに戒護官吏の段階を多くし看守長は看守部長を指揮し看守部長は看守を指揮し看守は押丁を指揮するあとゝなり遂には看守部長は今の看守長となり看守長は今の典獄若くは舊の副典獄樣のものとなるの弊なきを保せす故に直接戒護官吏の段階少なからさる今日に在て本署は看守部長を設くるは得策にあらさるを信す但し將來押丁廢止のあと一般に行はるゝに至れは看守中に於て幾分か看守の取締を爲すが如きものを置くも可なるの時來たるへきなり

○獄事雜問

問　在監人より差出す書信に郵便端書を用ふるときは郵稅を減し在監人の利益少なからさるへし右は差支なきやとなるや

答　書信紙は監獄則施行細則にも別に規定なきあとなれは郵便端書を用ゆるも差支へなかるへし

問　女監取締に採用し得へきものは監獄官吏の婦女にあらされは四十歳以上との制限あり今日にても此制限に從はさるを得さるあとなるや

答　四十歳以上との制限は我邦今日の婦女に就ては其年齡多きに過ぐるの恐れなしとせす蓋し四十歳以上の婦人にして能く看守と同樣の勤務に堪ゆるか如きものは世間甚た稀れなるへし故に監獄官吏の寡婦等にして適任なるものなるに於ては三十歳以上なれは採用するあとを許されたりと聞く

譯　譯

○歐米監獄沿革史（承前）

米國神學及法學博士　ワインス　著
在文科大學　神谷四郎　譯

第十四節　第十節の時代に次ける英國獄事の進歩

亞米利加合衆國獄事の進歩は既に前述の如し、而して第十一節にいへる使節の中、英國より派遣せられたるクローフォード（ウィリアム）氏の歸國と共に予輩も亦再び眼を英國に轉すへし、氏の歸國するや、其視察したる合衆國諸監獄の狀態を述ふると共に、英國獄制の不完全なる点を擧けて痛論しリッチモンド公爵首として之を助け、（此公爵家は代々監獄改良に効績あり）遂に國會に於て監獄狀況調査委員を設くるに至れり、此委員の調査の結果に據りて、左の二大要件議決實行せらるゝに至れり

（一）各地方の獄務をして成るへく一致せしめん爲に、各監獄の新事業は、爾來必す其案及理由を具して内務省に伺ひ出しめ、同省にては必要に應じて、其案を添削して施行せしめ、或は全く其案を捨て、同省にて更に新案を作りて、之を施行せしむる事

（二）監獄檢閲官五人を置き、内務卿之を指名する事

此時、フレデリック、ヒル氏蘇格土蘭の監獄檢閲官となりたり、從來同處の諸監獄は惡弊最も多かりしか、氏か十年間の桔据に因りて、全く之を清掃するを得たり、氏は創めて無定期刑罰論を唱へたる人なり、然れとも氏の弟マッシュー、デヴンポート、ヒル氏、其文才を以て熱心に此論を主張せしかは、同氏却て此論を以て有名なる人となれり

英蘭の諸監獄は本部、西南部、北部の三部に分ちて之を檢閲す、其本部には檢閲官二人あり、則ちクローフォード及びラッセル兩氏にして、ラッセル氏はミルバンク監獄長たりし人なり、此兩氏は其最初の年報に於て、管轄内諸監獄の惡弊を列擧痛論して少しも假借そるとなく、ニューゲート監獄、フライ女史等の事業と雖、猶其攻撃を免るゝ能はす、然れとも女史及ひ其同志の貴女の慈惠心に付ては、賞揚の辭を極めたり、其第二年報に於ては、センシルバニヤ法とオーバルン法との利害得失を比較精評せり、然れとも兩氏の是とするところ、則ち隔離主

義の監禁法の採用せらるゝに至りしは、其第三年報の結果なりし、而氏は又上の主義に從へる摸範監獄を建築するの必要を切論し、遂に千八百三十八年の國會の議決を經てペントンヴヒル監獄を建築するに至れり、此獄はカブテーン、イッツプ氏の指揮を以て築造せられたるものにして、千八百四十二年（天保十四年）始て之を開き、重罪囚を入れたり、此年十月、プレストン監獄にても亦分房法を施行する一支監を新築し、尋で千八百四十四年（弘化二年）ペントンヴヒル監獄を摸範として新築せられたる一大監獄を開かる、リーディング監獄是なり、而して此三監獄は英國諸監獄に於ける囚徒待遇上、懲罰の原素と感化の原素との取合せ方の摸範となりたるものにして、其方法は三監獄各異れり、されば此三監獄の歴史は、則ち爾後數年間の英國の監獄改良の歴史なりといふを得べきものなり、當時此三監獄に長たりし人々は、ペントンヴヒルはキングスミル氏、プレストンはクレー氏、リーディングはフヒールド氏にして、各皆其道の材能と誠心とを兼備し、甚だ善く其職に適したる人々なりし、而してグロースター監獄も亦殆ど前三者と等しく必要なるものにして、獄事上許多の好例を與へたり、此獄は既に第七章に述べたる如く、州知事サー、ジョージ、オー、ポール氏の指揮看督を受け、其後、氏に嗣で知事となりしバーウツク、ベーカー氏之を爲せり、此兩氏は皆、直接に獄事の衝に當れる人ならざれども、其非凡の材力を以て州務に執掌し、從て獄事にも効蹟を著したるなり、されば此四監獄の歴史を詳細に叙述するときは、獄事上大に益あるべしと雖、本篇は監獄沿革の大要を示すことを目的とするものにして余白乏しければ之を省けり

第十五節　罪人の感化と良民の保護とは何れか監獄の最先の目的なる

此問題に付ては當時非常の劇論ありたり、アーチビショップ、ウェートリー氏は後者を先にそへしと主張せる論者の中、最も有名なる人にして、其言に曰く「予は斷して、罪人の感化を以て刑罰の主要とする理由を認めず、感化の意味自然に刑罰に偶するおとは決して咎められとも之れを以て刑制に欠くへからさるものとするおとは能はさるなり」と、理想上よりいへは、此言實に然り、然りと雖、如何せん、獄則は極めて實用的ならさるへからさるを、されは此問題も實は「感化主義の監獄と懲罰主義の監獄とは、犯罪を防遏し、以て良民を保護するに付て、何れか最も効蹟多き」といふ問題として論せさるへからす、プレストン監獄のクレー氏は熱心に主張して曰く「犯罪を防遏し、以て良民を保護する制度には、刑罰よりも感化を以て必要とそ、そも〳〵人の法律を犯して、いはゆる罪人となるは、其遭遇せる事情に感動せられて然るなり、殊に多くは飲酒の結果なり、されは罪人なるものは其初期に方り、之に加ふるに嚴格にして且親切なる規律を以てし、殊に宗教の感化力に賴りて改良感化し

得へきものなり」といへり、かくて氏は罪人を處置するに付て、懲罰と道徳上の勸誘、則ち刑罰と感化とを適當に調合したる方法を案出し之に賴りて犯罪を防遏し、以て良民を保護するの用に供せんとせり、是則ち今日の監獄改良家が一般に有する意見なり

第十六節　英國の殖民地流刑

此制に關しては議論頗る多かりしものなれは、茲に一言せさるへからす、既に第六節の末段に述へたる如く、千七百八十七年（天明八年）に、重罪囚を澳西太利亞（オーストラリヤ）洲に移送したるを英國の殖民地流刑の始とす、此計畫は一般人民の贊同するとまゝなりしか、ホワルド氏及ひ其同志の輩は大に之に反對せり、氏の歿後二十年にして、ペンズアム及ひローミリー兩氏は再ひ大に此の流刑の制を攻撃せり、されより反對論漸次に勢力を得、此制は激烈なる攻撃を受くるに至りしか、猶は廢止せられす、アーチビショップ、ウェートリー氏は其明瞭にして鋭利なる論法を以て、此制の大害あるとを說き「此制は推理に反して始められ、實驗に反して繼續せられ居るものなり」といへり、千八百三十七年（天保九年）に至りサー、ウヰリアム、モールス、ウォルス氏はドクトル、ウェートリー氏と謀りて國會に建議し、其殖民地流刑調查委員を設くるを得たり、同委員會は、直ちに此制を廢止して、之に代ふるに獄内の監業を以てすへきおとを議決せり、然れとも此議決は再ひ總會に於て反對者の爲に破れたり、そは、此獄は英國に建築せすして埃西太利亞に建築すへしといへる條件を附加したればなり爾後二十年間の爭を經て此制始めて全く廢絶せられたり、

第十七節　モンテシノー氏の西班牙國監獄改良事蹟

予輩は是より再ひ海峽を渡りて、歐洲大陸地方の監獄改良の景狀を見んとす、是より先き、伊太利にては千七百零四年（寶永二年）に法王クレメント第十一世、白耳義（當時は埃太利領ネザーランドと稱せり、）にては子爵ヒライン第十四世の千七百七十一年（安永元年）より同七十五年（同五年）に至る監獄改良ありて、其事蹟、及ひホワルド氏の大に之を賞賛したるとは、予既に述へたり、今世紀に至り、此二者に劣らさる監獄改良の事業西班牙に起る、カーネル、モンテシノー氏の同國バレンシヤ監獄に於ける事業則是なり、同監獄は常に千人より千五百人までの囚徒を入れたる處にして、氏の事業は千八百三十五年（天保七年）より同五十年（嘉永四年）までの十五年間にあり、氏の以前には同監獄の再犯人獄者、常に出獄者總數の半を超え、其十分の七以上に昇りたる時さへありて、千八百三十五六の兩年は猶かゝる有樣なりしに、其翌年より非常の速力を以て減少し、千八百五十年の頃には皆無或は殆ど無きに至りたり、かく驚くへき好結果を生じたるは、首として氏が道徳の勢力を以て囚徒を感化することを治獄の主要となしたるに由る、氏は四十餘種

の工業を獄内に始め、囚徒をして各其好むところの業を撰みて從事せしめ、絕えず其業を課して少しも閑暇あらしめず、囚徒の勞働の愛と勉強の習慣とを養成するに於て其肺肝を碎き其手段を盡したり、千八百五十年の西班牙駐在英國公使の記錄に此監獄を觀覽したることを記して「此監獄は實に予輩をして驚嘆せしめたり千餘人の囚徒は齊然たる規律の下に、各活潑愉快なる風采を以て、種々樣々の工業を勉め、一見、人をして其監獄内に在るを忘れて、盛大なる製造場内に在るの思をなさしむ」といへり、又其旅行と其觀察の銳敏なるとを以て有名なる英人ホスキン氏も此監獄を觀覽したるおとを記し、精細に其景狀を叙述して之を賞贊し、其終に曰く「此監獄の囚徒を感化する効蹟は實に不思議と稱するの外なし」と、夫れ然り、豈夫れ然らんや、是れモンテシノー氏誠心の施設其宜しきを得たる必然の結果なるのみ、氏はもとより天地自然の法則を改廢するを得るものにあらす唯各人の精神に存そる自然の性情を取り來りて其施設の模型とし、人の人たる所以のものを發達せしめて能く精神上の管束を生せしめ、諸法律中最も强盛の効力ある慈愛といへる法律を活用し、又空手にして勵戒するのみならすして、有形上の勸誘方法則ち工業を爲さしめ、以て自習自助自改の道を得せしめ、工業の益金を分與して勉强を促し、其勉業愼行に因りて、漸次に其社會に於ける舊位置を回復せしむ、斯の如きもの、則ちホスキン氏の稱して不思議となすところの効蹟を著したる所以なり

（譯者曰く、本誌第四拾七頁第十三行の「かの有名なる詩人云々」の十九字は誤入の衍文なれば茲に謹みて譯者の草稿の脫漏なりし罪を謝し併せて之を削る）

獄事金言

◎國家は適當なる保護を欲ける十四歲以下の幼者に對して其保護を擔保すへし

◎公私の盡力の協同一致は感化及保護事業の勢力に最も必要なり

◎狗の如き待遇は狗の如き擧動を誘致す

◎小監獄に於ては既往の行爲を矯正せんよりは寧ろ將來の罪惡進步を防制するを以て其目的となすへし

◎總刑事上及總救養上の至高至大なる目的は罪惡を豫防及制止して以て社會を保護するにあり

◎感化事業は自然に反せすして却りて之れと事を共にせさるへからす

◎罪人監禁の初期は最に之を懲し其れをして罪人の行路は甚た艱なりとのおとを深く感せしひるを要す

◎社會の利益と囚人の利益とは相反するものにあらず全く同一なり

◎出獄人を使用せんとするものに對しては先つ以て彼の

輩の感化の眞正なるを確然保証するを要せ

（以上博士ワインス氏の言）

辟以止辟、刑期于無刑

右ハ書經ニアル語ニシテ刑罰ノ目的ヲ言ヒ盡クセリ

新國用輕典、刑平國用中典、刑亂國用重典

右ハ荀子ノ語ニシテ刑罰ハ時ト所トニ從ヒテ異ルベキノ原理ヲ示セルモノト謂フベシ

感化未行刑典先廢

右ハ大日本史刑法志ノ作者ガ我國ノ中古刑罰ノ寬ニ失シタルヲ評セル語ニシテ亦前ノ荀子ノ語ト同樣ノ意味ヲ以テ見ルヘク面白シ

批評

第一、「ジョン、シー、ベルリー氏本邦獄舍報告書（全一冊）

本書は千八百七十五年（明治八年）の秋より千八百七十六年の夏に至るの間米人ジョン、シー、ベルリー氏が我が大坂府及兵庫縣管下の監獄を巡廻し當時の實況に就き精細なる研究を遂けたるときの報告書にして其說く所當時の本邦人におつては夢にだに想ひ得さる實に意外の注告たりし又一たび此書を繙けは當時の本邦監獄は尙ほ實に暗黑を極めたるを知るへしジョン、シー、ベルリー氏の諄々敎へて倦まさるもの又我邦監獄の有樣極めて醜惡なりしに勵まされたるに由ふすんはあらさる要するに本書は日本の監獄改良を促したる第一の興奮劑とも謂ふへきものにして彼の歐米諸國に於ける監獄改良の端緖を開きし英人ホワルド氏の監獄事情（ステート、オフ、プリゾン）と並ひ稱するを得へき良書なりとす其我邦の獄舍を憐れみ其改良策を獻したるの親切叮嚀なるに至りては余輩監獄改良を力ひる者をして感泣に堪ゑさらしむ

（未完）

第二、「囚獄報告書、獄制沿革徵略」（全一冊）

本書は今の小原貴族院議員か明治十一年中に官命を奉して瑞典國ストックホルム府に於て開設したる萬國監獄會議に送らんか爲めに編纂せられたるものとす米國の博士ワインス氏は其著書中に之を譯揭して以て廣く歐米諸國の間に本書を紹介したり一小冊子なりと雖も我か　皇室の代々四人を惠ませられたるの事跡と維新以後に係る監獄の進步とを外人に示したるの効は監獄沿革史中に特書そるに足る其考證の精確、其搜索の周到其用意の緻密なるに至りては固より茲に贅辨を費すの要なし余輩は唯た文明各國に我邦の獄事を周知せしめたる本書の時効を揚

言して止まむのみ

第三「萬國囚獄公會事務錄」（上下二卷）

明治十六年八月大坂府監獄本署出版

本書は司法省明法寮等へ出仕せられし人々が千八百七十八年七月に米國ミッソリー邦セントルイスに於て開きたる米國列邦監獄會議の議事錄を譯せしものにして其頁數千八百餘實に監獄に關する本邦未曾有の一大譯書なり爾後今日までに世に出でたる監獄に關する譯書少なきにあらずと雖も本書の如き大譯書は不幸にして未だ之を見るおとを得さるなり殊に監獄學の範圍に屬する都ての事柄を網羅したるは本書の最も讀者に利益を與ふる所なるへし我邦數多の監獄譯書中此の書の如きは先つ完全なるものと云ふを得へし但し書中譯語の誤謬若くは妥當ならさるもの少なからすと雖も此は斯學の未た幼稚なりし故とせは敢て珠瑕とするに足らさるへし書中有益の文字固より多し今其最も斯道に益あるの說を採錄し以て讀者に該書の眞價を紹介せん

（未完）

通信

○群馬縣監獄署の大供養

本縣監獄署に於ては三月二十七日（日曜日）をトし明治二十一年二月本監新築工成り開設以來病歿せし幾多亡囚の大供養を擧行せり今其次第の概略を記せは式場は擔內西の新大工場を以て之れに充て周圍に幕を張り靈檀の裝飾錦繡綾羅最も莊麗にして前に香花供物を陳列し場の傍へ全く了るや午後零時二十分看守は一齊に全監の囚人を引連れ式場內に坐次を正して列せしむ次て書記看守長醫師は靈前の左右に參列す玆に於て福原典獄は敎誨師と同行して式場に臨み總囚に對し祭典執行の趣意を演達し終て設けの席に着くと同時に鏘亮として奏樂の起るに從ひ招聘の僧侶數名は徐々式場に入り靈前に進みて立つ此時千有餘人の總囚は音樂にや感しけん歔欷して淚を浮へさるものなく滿場肅として恰も人なきか如し暫くありて典獄は靈前に進み祭文を朗讀し讀て其半ばに至るや總囚は又襟を正して容を斂め覺ゐす赫衣の袖を沾し敢て仰き觀るものなきに至れり典獄座に復し僧侶經を誦す囚徒の感情愈々深きか如し乃がて招聘僧侶中小野島法憧氏吊詞を讀上く此時總囚は一層の悲哀を催し感慨甚たしきもの、如し吊詞畢るや再び奏樂あり式終りて囚徒惣代者の燒香を濟し更に一場の敎誨席を開く然るに平生の敎誨と異なり斯の如き場合の事なれは囚徒等の感情一層深く大に其良心を誘發し懺悔の狀を顯せり儀式全く了りて典獄始め臨場のもの皆去るも千餘人の囚人猶ほ閑として聲なく看守より起立還房を令するも坐して默然たる者さへありし還房の後靈前の供物を寢囚に頒與せしに何れも悲喜交々暗涙に咽へり殊に女監にありては其感覺の深きを見る扨て典獄の祭文は左の如し

亡囚の靈を祭る文

惟れ時明治廿五年三月廿七日群馬縣典獄福原三箴謹酒生醪を奠薦し以て亡囚の靈を祭る回顧すれは明治二十一年二月本監工成り署を開きし以來此に收監せらるゝもの無慮一万六千二百有餘人の多きに至る中に就き病に臥し醫療を受けたるもの概計二千百餘人而して汝等九十九人は不幸にして藥石其効なく遂に監中に病歿せり嗚呼哀い哉汝等の中或は淹病滯疾を患ひなから入監したるあり或は其後日遺傳難治症を發したるあり或は老顏衰朽の然らしむるに因て病みたるあり然りと雖も復た始めより脫然瘳ゆへきの輕症にして漸く重きを加へ遂に起つ能はさるに至りしもの亦た寡なきにあらす想ふに汝等は累年幽囚の苦を嘗ひ因て以て往事を追懷し前非を悔ひ忍辱の百感頭腦を侵傷したるに原せしにあらさるなきを得んや抑も人の性は元來善なると聞く然るに今熟〻汝等か罪辭に陷り監內に病歿せる所以の故を按するに他なし汝等幼にして孝悌揖讓の訓を受けす長して德義の道に燗はす反りて惡友に狃れ亡狀を行ひ自ら求めて以て法に觸れ律に戻りたるに由りたる事を知る汝等既已に死するも復た世々之れを哀惜して吊ふもの少なく熒々たる遊魂誰か主とし誰か祀る是れ正に汝等自から爲せる禍たるに外ならす固とに其本を思はさる可からす然るに汝等尙幸にして此の盛世に遭ひ官の哀矜を被むり其生前病靡に在ては懇篤なる醫療を受け死後今日に及んで又斯の祭儀を承く予れか爲めに感想交々至り覺ゐす潛然淚下る汝亡囚の靈斯を知て而して慰むる所あらば尙くは來り饗けよ

○不論罪の年齡と刑法上の成年

（神奈川縣監獄署敎習所に於ける佐野尙氏講義筆記）

諸君本日は不論罪の年齡と刑法上成年との比較を講話すへし近頃世人か幼年囚所罰のあとに注目するに至りたるは監獄改良上一大進步を來すの元素ならんと信す實に獄事の家賀すへきあとゝす然るに其所罰年齡は各國一定ならさるのみならす一國の聯邦中に在ても別異あり此は其邦國の溫度風俗若しくは生理學上の研究に基きて立法官之を規定そるに由るならん本年一月の出版に係る佛國監獄協會雜誌に揭けたる不論罪の年齡と刑法上成年との比較表を見るに左の如し

普魯亞及ヘッセ大公領　に在ては不論罪年齡を六歲とし刑法上の成年を十八歲とす該國に在ては六歲乃至十二歲の幼者十八歲に至るまては行政處分を以て其道德腐敗を豫防するか爲め之を親族に托し又は懲治監に入るとあり此は千八百七十八年三月十三日の法律を以て規定せられたるとあろなり又バード大公領に在ては十八

歳を成年とするも二十歳に至るまでは之に強制教育を施すを得ると云ふ此は千八百八十六年五月四日の法律を以て定められたるものなりと

英國及墺斯多利　は不論罪年齢を七歳とし刑法上成年を十歳乃至十四歳とす此法律は千八百六十八年八月十日の發布なりとす又該國に在ては十歳以下の幼者は感化院に入れ多少刑事上の懲役に使役せしむ故に十歳乃至十六歳にして所罰せられたる幼者は二年乃至五年間感化院に置かるゝを例とせり又十四歳以下の幼者にして乞食犯、無籍犯或は棄子となる者等を悉く之を授職院に入れしむ

露國　は不論罪年齢を七歳として成年を二十一歳とす又十四歳乃至二十一歳のものを所罰するも之を減刑するの慣習なりと云ふ

葡國　は不論罪年齢七歳として成年を二十歳とす

ルーマニヤ　は不論罪年齢を八歳とし成年を二十歳とす

伊多利　は不論罪年齢を九歳となすも聾唖者は十四歳迄とし刑法上の成年を二十一歳とし該國に在ては千八百八十九年六月發布の法律にて九歳前の者は所罰せずと規定したりと云ふ又十八歳乃至二十一歳のものは所罰して之を懲治監に入れしむ

西班牙　は不論罪年齢八歳とし刑法上の成年を十八歳とす但し該國に在ては千八百七十年六月十八日の民法を以て十五歳以下のものにして辨別ありて犯罪したる時も不論罪となすと雖も場合に在ては其幼年者を親族に引渡すものとす

丁馬　は不論罪年齢を十歳とし刑法上の成年を十八歳とす

和蘭　は不論罪年齢を十歳とし刑法上の成年を十八歳とす該國に在ては十歳前にして其罪の禁獄に適する時は該幼者の十八歳に至る迄は官立懲治監に入れしむ

白耳義　は佛國の法律と均しく十歳までは所罰せずと云ふ然れとも放火或は殺人罪は此の限にあらず此の場合に在ては其幼者が二十一歳に至るまで政府の監視に付せしむ

ノルウエーシウ　は不論罪年齢を十歳として成年を十八歳とす

グレック　は不論罪年齢を十歳までとし成年を十四歳とす

墺地利亞　は不論罪年齢を十歳とし二十歳を成年とす

瑞西ゼネーブ　は不論罪年齢を十歳として成年を十六歳とす

リウセルヌ　は不論罪年齢を十歳として成年を十八歳とす

マール　は不論罪年齢を十二歳として成年を十六歳となす

シヤテール　に在ては十二歳を不論罪年齢とし十八歳乃至二十歳を成年とす

○教誨師聯合會

今回警視廳監獄教誨師多田賢順氏外四氏の發起に由り東京に監獄教誨師聯合會を開かる曩きには九州に此聯合會あり今また東京に之を開く嶽事上の一美擧と云ふへし該會發起人より典獄へ配付せられし書面を得たれは左に掲く

拝啓陳者方今監獄改良の氣焰漸く社會に旺盛に趣き候は御同慶之至に御座候偖て今回拙者共發起者と相成別紙記載の集治監及び各地監獄教誨師と東京に會同し教誨上萬般の儀に付協議仕度候就ては目下事務御多端の際甚だ申上兼候得共貴縣各監獄の教誨師にも御差繰の上是非御出席相成候樣御下命被成下度候尤も會同の儀は來る七月十七日より仝二十三日迄一週間東京築地本願寺に於て開會可致候間前條御賢察の上拙者共の希望相達し候樣偏に懇情之至に御座候依て別紙教誨師會同出席心得書一葉相添へ此段得貴意度如此候也　發起人　警視廳監獄教誨師多田賢順　仝西光主計　東京集治監教誨師後藤誠諦　埼玉縣監獄教誨師下間鳳城　群馬縣監獄教誨師豊田親秀

教誨師會同心得書

一會同趣旨　今回の會同は各地教誨の實地を談話し相互の便益を得んとするにとは勿論なりと雖主として各地教誨師の聯合を謀り其方針を一定し大いに監獄教誨の改良を企圖し以て其筋の注意を請はんとするに在り

一今回の會同は教誨師其人の宗旨宗派に拘はらず現今監獄教誨に從事せらるゝ方々と協議する事

一來る四月十七日より同二十三日迄一週間東京築地本願寺に於て開會の事

一各地教誨師は四月十三日迄に出席差支の有無共東京市ヶ谷監獄署内多田賢順宛御通知の事　但會同關係の諸件は總て同人へ御照會の事

一出席教誨師は開會前日即ち四月十六日までに御着京の事　但會同初日（十七日）は午前九時までに會場へ御參集の事

一出席教誨師は便宜の爲め京橋區木挽町五丁目（木挽橋近傍）玉屋安兵衛方へ御投宿の事　但定宿ある方は隨意たるへき事

一出席教誨師は必ず法衣又は「フロックコート」御着用の事

一出席教誨師は精々其監の諸事取調御携帶有之度事

一出席教誨師は別に定むる會場規則に從ふへき事

一各地教誨師は議案提出勝手たるべき事　但印刷の都合あり四月十日限り御郵送の事

一各地教誨師より提出の議案は落手の前後を以て順次を定むる事

一今回の會同を通知せしは東京宮城の兩集治監及警視廳、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、三重、愛知、靜岡、山梨、岐阜、長野、新潟、福島、宮城、岩

手、青森、秋田、山形（東京宮城兩假留監區域內）の各地なりし事

一築地本願寺は今回の會同を賛成し容易に會場を貸與されし事

一小河滋次郎君は今回の會同を賛成し各地典獄へ照會の勞を執らるゝ事

一島地默雷多田賢住の兩君は今回の會同を賛成し會費を補助せらるゝ事

一開會中一日小河滋次郎君來會監獄教誨に關する同君の意見を談話せらるゝ事

一開會中一日佐野尚君來會歐米監獄の教誨上及び教誨師の沿革等を談話せらるゝ事

一出席教誨師は旅費宿泊料等自辨の事

一開會入費は總て發起者擔當の事

○看守教習

秋田縣監獄署に於ては第二期看守教習所受業生に對し二月二十五日卒業證書を授與せり其氏名及び成績は左の如し

秋田縣看守教習所第二期受業生卒業成績得點表

優等	監獄則	看守及看守勤務規程	合計	平均	氏名				
劣等	監獄則施行細則	看守及看守勤務規程	合計	平均	氏名				
優	八〇	一〇〇	八五	九五	一〇〇	四六〇	九二	小野崎要藏氏	
及	九五	九〇	九〇	七〇	八〇	四五	八五	八代	彬藏氏
及	八五	七〇	八〇	一〇〇	八〇	四一五	八三	阿部	泰藏氏
及	七〇	四九	八五	四〇	六〇	三〇〇	六〇	脇坂	安恒氏
落	三〇	五〇	三〇	三〇	三〇	一七〇	三四	柏	通晉氏

倘は第一期に於て落第したる谷口兼藏氏は更に第二期教習所へ一箇月入所の末去る一月中卒業證書を付與せられたり

大分縣監獄署に於て今回第三回看守教習所卒業試驗を施行せしに悉く及第す依て三月廿五日卒業證書を授與せり其人名左の如し

安西元一郎氏　平原久次郎氏　山田藤吉郎氏
末岡　治八氏　竹田　三郎氏　河野今朝吉氏

島根縣看守教習所に於て第二回看守教習課程を了へ卒業證書を授與せられし話氏は左の如し

加藤覺一郎氏　原　友次郎氏　小谷武三郎氏
梶谷竹次郎氏

山形縣に於ては去る二月二十七日第一回看守教習所受業生卒業證書授與式を擧行せり當日典獄の懇篤なる諭示幹事の祝詞及卒業生總代の答辭等ありて其式を終ふ而して受業生六名の內卒業證書を授與せられしは左の如し

岩本　勝政氏　關　悌次氏　都丸鑒太郎氏
最上　常吉氏

栃木縣に於ては看守教習所第四回第一期卒業試驗に及第せし受業生橫田晉三氏に該卒業証を附與せり

雜錄

○假出獄囚の撰擇方

假出獄の法たる特殊の恩典なれは極めて周密に囚人の行狀を視察し眞心改悟の狀顯著なるを確認したる上にあらされは決して容易に其許可を請ふへきものにあらさるは固より言ふを竣たす而して周到愼密に囚人の行狀を察して眞心改悛の狀を確認するは容易の業にあらさるを以て一二年の短日月に於て能く之を斷定し得へきにあらさるへし故に刑法には重輕罪を區別するの明文なしと雖も實際短期刑囚にして假出獄を申請するに適するものゝ如きは容易に之れあるへからさるを當然なりとす因て短期刑の者に對し多く假出獄を許さんとするは寬典濫用の嫌ひなきを得さるへし故に短期刑囚假出獄の申請に對しては其筋に於て不認可の詮議も少なからすと聞く又容易ならさる大罪を犯し新法舊典共に死刑に該當するか如き者にして減等せられし囚人（痴情に原因するか如き特に憫諒すへき事情ある者は格別なりとす）若くは十數犯俱發甚たしきは數十犯俱發にて只一罪の刑を受けたる者の如きに至りては殆んと眞心改悛の狀を認め假出獄を許したるか爲め雪に本人の懲戒を全ふせさるのみならす他を戒むるの主旨にも戻るまとなきにあらさるへし然らは則ち其罪質の如何と罪數の多少と刑期の長短とに拘はらす多く假出獄を申請するか如きは尤も不可なるとまとするとす近來假出獄囚の不認可數及び其停止數の少なからさるは或は假出獄囚の撰擇を愼まさるの傾きなきにあらさるに由らん乎若し果して然らんには當局者たるものは嚴に注意を加へられたきものなり

○慈善者の義捐金を以て賴るへき所なき出獄人に自活の正業を授くる所の保護場を北海道廳各府縣に設くへし

犯罪者の處罰と犯罪の豫防とは固より並び行はさる可からす然るに刑餘賴るへき所なき者を保護して生業を得せしむへきの設け無く此輩をして其爲すに任そときは遂に復た罪を犯すに至るや必せり是れ豈に犯罪を豫防するの道ならんや故に監獄則改正以前は斯の如き者は之を監獄の別房に留置せられたり然りと雖も此留置者は既に刑の執行を終りたる者又は單に監視に付せられたる者なれは永く罪囚と其所を同ふせしむへきものにあらさるのみならす此輩は即ち無告の窮民なりとす依て之を救護するは方さに慈善者の務むへき所なり是の故に歐米諸國に於ては苟も慈善に志あるものは其身の朝に立ち野に在るを問はす進て其財を捐て以て出獄人保護會社の實効ある一例を擧れは曾て英の一保護場に於て四千餘名の出獄人を救護せしに其中に就き更に罪を犯し復た監獄に入りし者は僅かに二十人に過さりしと云ふ我邦に於ても既に斯の

如き保護場を設けたる向なきにあらさるも其數至て少なく其狀況亦た寥々たり目下の如き有樣にて荏苒推移せは此事業に由りて犯罪豫防の効を奏せんこと甚た覺束なし當局者たる者は決して今日の如き有樣に安んすへからす一層奮て各地方の慈善者を勸誘奬勵し其義捐金を以て全國到る所に彼の外國の出獄人保護場の制に倣ひて保護場を設置し刑餘人窮民をして各自活の正業に就かしめ兼ねて犯罪を豫防し以て刑典の効用を完ふするに至らしめんこと誠に今日の急務ならすや

○刑事被告人の待遇及ひ費用　附書信の事

普國　普國司法監獄則（摘要）第二十八條、拘禁中在監人に不用なる總ての物件殊に金錢、高價の物品、動章、不用の衣服は所持せしむへからす但し民事拘留人其他公權を有する在監人には同地位の者か通常便利の爲め所持する物件を所持せしむるを得へし○同第四十九條、吸烟を禁す但し典獄の許可を得たるときは此限にあらす又燒酎は飮用すへからす○同第六十條、刑事被告人の頭髮並に髯は初め入監したるときと異ならさる樣存し置くへし○同第八十九條、刑事被告人の身分及ひ資產に相當する飮食物被服等及ひ作業用の器具にして拘留の目的に違はす又監獄の秩序及ひ安全を害せさる以上は自費を以て之れを求めしむるを得へし○同第九十一條、刑事被告人の衣服不足又は不潔なる場合には獄衣を着用せしむへし○同第九十二條、刑事被告人の食權は監獄より之れを給與す請求に依りては自辨を許す但し弊害ありと認むるときは自辨の許可を取消すへし○同第六十六條、自費の食權は之を調理するを許されたる賄方より給與すへきものとす其食品の量は適宜の度を超過すへからす此場合に於ても火酒は飮用せしむへからす○普國警察法（摘要）警察上の罪囚自力を以て營養し能はさるときは日々一人毎に要する食料を與ふるものとす其午餐には動物性及植物性の物質より成りたる日々更換する食品或は他の溫羹汁を與ふ。司法拘留監に入るへき各警察拘禁者に對する費用は警察行務官司より支出すへし即ち四月十六日より十月十五日までは日に四「グローシェン」其他の時期は日に五「グローシェン」を拂ひ拘留者の身體に由り特に佳良の食を與ふへきときは二「グローシェン」を增加す又拘留者特別に食料を自辨するときは三「グローシェン」の較算額を拂ふものとす

白耳儀　白耳儀監獄則（摘要）第百六十五條、監獄の秩序及ひ安寧を害せしめさる丈けの交通其他の制限を以て刑事被告人を待つ。刑事被告人には運動時間に喫煙するを許す但し之か爲め弊害を生したるときは禁止すへし○同第二百四十四條、負債囚と同く輕重罪の被告人には私費を以て署外より食物を購入するを許すことあるへし此場合に當ては署內の食物を受くることを禁す○同第二百四十五條、典獄は每日四徒（導ら刑事被告人を指す）か要する所の麥酒、葡萄酒及ひ其の他の飮料物の量を制限す（已決囚も特別の許可に依り本條の囚徒中に入ることあり）○同第二百五十條、署外より買入るゝ所の飮食物は典獄の規定したる時間外に署內に輸送するを禁す又た其飮食物は官吏より囚徒に與ふ○同第二百六十二條、刑事被告人の衣服も衛生上獄衣を着せしむるの適當なるときは之を着せしむへし。拘置監內には數室を區別して特別室とし別段の器具寢床を備へ刑事被告人中願ふ者あれば之を貸與す然れとも貸與の前に檢事に協議すへし特別室に居る者は特別室貸與料を拂ひ其食料も自費を以て仕拂はしむ但し事務監督の決裁に依りては官費を以て食料を仕拂ふことを得へし

英國　監獄則第十九條、刑事被告人は諸費を自辨することを得然るときは輕き酒類を飮用し其他適宜の衣類臥具を用うることを得へし尤も總て官吏の檢查を要す又自辨し能はさるときは總て監獄の規則に依り食物等を給與す

書信の事

普國　普國司法監獄則（摘要）第七十八條、刑事被告人は裁判官四人は典獄の許可を得るにあらされは監外に通信することを許さす。刑事被告人に關する發信及ひ來信は裁判官の檢閱を受け其他の在監人に關する發信及ひ來信は典獄の檢閱を受くへし又典獄は郵稅未納の書信來りたるときは在監人に於て其稅を拂ふの資力ある場合の外之を却戻すへし

白耳義　囚徒より外人へ送る書信及ひ外人より囚徒へ宛てたる書狀共に前以て獄長の檢閱を經て配付す但し密室入りの刑事被告人は一切通信するを得す且外人より其者に送りたる書信は悉皆糺問判事に送る。印紙を貼有せさる書信は領收せす但し囚徒か其印紙稅を償ふ時は此限にあらす

佛國　主要の點は白耳儀に同し

英國　該國にては監獄則に於て裁判官に刑事被告人の書信往復に就き裁判上の必要と監獄の秩序との爲めに相當の規則を定むるの權を與ふ其四人に係るものは典獄檢閱して之を許否す

○特赦囚の差異

特赦囚の數府縣に依りては大に差あり是れ檢事の意見異なるか故なるへきも一ッには時々特赦を上申する典獄あり又は絕へて上申せさる向あるに由るへし願くは特赦上申權に就きても各典獄の間に餘り區々に渉らさる樣打合せありたきものなり

○假出獄上申書及監視假免上申書

假出獄上申書に番號もなく日附けもなきあり又監視假免は警察官即ち警察本支署長より上申し知事之れに副書して進達すへきものなるに往々知事より直ちに內務司法兩大臣に上申する向もありと聞く此の如きは事瑣細なりと雖も他のことにまて斯かる粗漏ありやとの推測を下さる

ゝおとなきにしもあらされは當務者は宜しく注意すへきおとなふん

○事務分掌

假出獄特赦のおとを警守課にて掌ふしめんとし又は身分帳簿の整理をも該課の擔任と爲さんとする向きありと聞く然れとも是等は純然たる庶務課の事務なれは斯く爲るときは事務の性質を紊り甚た宜しからさるおとゝ思考す是れ或は警守課長の勢力あるよりの一弊ならん歟

○獄內發覺再犯者の處分

囚人受刑中監獄官吏に於て其再三犯なるおとを知り之を告發するも裁判所に於ては速に其處分を爲さゝるおとなきにあらすと云ふものあり此の如きはあるへからさるおとなれは其言信し難しと雖も若し萬一にも斯かる事ありとすれは監獄も裁判所も共に囚人の輕侮を受くるに至り容易あらさるおとなれは當局者は其筋に向て十分の注意を促されたきものなり

寄書

○獄事雜問　霞堂主人

第一問　在監人の所持金と給與工錢とを同一帳簿にて取扱ふ便宜の樣式及ひ方法を問ふ

第二問　懲治場入の言渡を受けたる者は即時執行す可きや又如何して其誤判を矯正すへきや

○在監人の懲罰に就きて　青嶺子

本誌第四十五號寄書欄內に於て正員田村英吉氏は監獄則施行細則第百一條に關する疑義と題し數犯俱發に係る懲罰の方法を詳論せられたり生は素より氏か高論に應するの識あるに非す然りと雖も此點に就ては生も豫て抱持する所の意を陳して教を乞はんと欲するおと久しきおとなれは今氏か寄書あるに會し默止する能はす聊か卑見を吐露すへし生の意見は氏か甲乙兩論を折衷するものなり氏か甲論は法文に拘泥して實際に適せす又乙論は實際に効あるも法文を全ふせさるの嫌ひあり故に生は當初看守の取紙のときを以て之れか分界を立て是より以前の所爲は俱發例に依り以後に係るものは犯す毎に懲罰を科するを必要と爲す何となれは看守犯則人を取紙して看守長に報告し看守長之を訊問して典獄に致し典獄之を審案して處分を下す此時間或は十數時間を要し或は數十時間を經過することあり然るに若し氏か甲論の如く懲罰宣告を分界とせは例へは紙に許可を得す同房の用紙を貰ひ受け若くは借り之を賭して以て遊戲を爲せしものあり看守之を取紙し看守長に報告せん此の場合に於て彼れは思惟す從來の罰例に因れは自己の處爲に對する懲罰減食なれは何日を降らす扉禁なれは何日より輕からす、懲罰なければ則ち止む到底之を免る可らすとせは就寢前睡眠も試むへし不淨器の外に唾くへしと自ら其輕重を妄量し遊戲に對する懲罰より輕き犯行を續發するに至らは監獄の秩序を保持するおと能はさるなり又乙論の如く一事件毎に之を懲罰せは俱發のときは法意に悖るおと敢て多辨を俟たすして明かなり故に生は氏か甲論歸する所の懲罰宣告を移して看守取紙のときとせは法文に悖らす實際に其効を失せす正鵠を誤らさるものと信するなり

○賞表疑問　讀陽　井蛙生

舊法にて終身懲役に處せられ居る囚人其刑期限內（現行刑法實施以後）罪を犯したる爲め重禁錮二年の宣告を受けたり右囚人の刑を執行するに該り刑法九十四條に據り重き懲役刑執行中獄則を謹守し改悛の狀顯著なるを以て賞與一個を授與し尙數月を經て特赦の命を受け終に後犯の刑即ち重禁錮二年を執行することゝなれり此場合に於て先きに授與しある賞表は其儘授與し置くへきか將た之れを引き上くへきものなるか敢て諸君の教示を仰く

○監獄則施行細則第百一條第一項の解　如夢居士稿（栃木）

正員田村英吉君は本誌第四十五號に於て監獄則施行細則第百一條に關する疑義と題し甲乙二論を揭け其可否を質せられたり余や淺學なりと雖も聊か卑見を述へ之か解答を試みんとす

監獄則施行細則第百二條に曰く「數犯俱發したるときは一の重きに從ひ處罰すへし」と溯て監獄則を見るに其第四十二條以下に於て懲罰の事を規定せしも何故に數犯俱發の處分を本則に規定せさりしや想ふに刑法第十五條第二項に若し法律規則に於て「別に總則を揭けさる者は此刑法の總則に從ふ」との明文あるを以て同法數罪俱發の例に倣ひ處分すへしとの意にて之を省きたるものならん然るに細則に於て數犯俱發したるときは一の重きに從ひ處罰すへしと規定せしは抑も如何なる理由に基くか按するに本則に於て數犯俱發の處分を規定せす又細則にも全く之を規定せさるに於ては或は數犯俱發の場合に於て每犯之を處罰すへきかの疑を生そる者なきを保せす故に細則に於て一言之を注意したるに過きさるへし

論者或は曰はん監獄則に於て懲罰の規程を設けなから數犯俱發の處分を規定せす之を其細則に規定したるは該處分を細則に一任したるものなりと余輩は之を信せさるなり然れとも一步百步を讓り假りに論者の說に從ふも亦刑法の數罰俱發に倣ふものなるおとを知るに足る抑も刑法の總則は普通法なるを以て例外の場合は宜しく之れか反對の規定を爲さゝる可らす然るを細則に於ては曾に刑法に反對の規定を爲さゝるのみならす却て數犯俱發の場合に於ては一の重きに從ひ處罰すへしと云ひ恰も刑法の文例と同一に之を規定したり然らは假令其記する所は簡單なるにもせよ刑法に於ける數罪俱發と同一の處分を爲すものなるおとは寔に明々白々たり

論者又曰はん監獄則に於ては囚人獄則を犯すときは其輕重を量り左の例に從て處罰す（第四十二條）と云ふを以て

並科主義を採りたるものなり故に其細則に於て之か例外を規定したる數犯俱發の場合則ち一の重きに從ひ處罰する場合は之を擴張すへからす何となれは例外は狹隘に解釋すへしとの原則に反すればなりと是亦謬見たるを免かれす何となれは監獄則は勅令を以て頒布せられたるものなれは其細則たる內務省令を以て之を制限し又は變更するおとを得す加之已に數犯俱發の場合に於ては一の重きに從ひ處罰すへきおとを規定しなから若し數犯發覺の時を異にするときは每犯之を處罰すへしとせは啻に淺見皮相の誹を免かれさるのみならす一の重きに從て處罰するの精神に反すればなり況んや前段述ふる如く刑法の反對を規定したるものにあらさるに於てをや

以上論述する所の理由なるを以て余は甲說を可なりと斷定す問者以て如何と爲す

小說

獄事小說　佛老爺

發端　龜屋萬年稿

いつまの里にかありけん、佛老爺と呼ひなさるゝ、一人の翁住みけり。妻もなく子もなく、又貯蓄の財もなければと、慈善心いと深く、餓ゑたる者には己か食を分ち、凍ゑたるには、已か衣服を、脫きても着するほとに、世の乞食村と囃されて、可惜挌を落しても、已か名聞には易へ難きか、よしや老爺は眞心より、施與を善事として、行ふとするも、猶ほ之を受くる彼等か身の爲め、甚た惡しかり、故如何となれは、凡そ乞丐と云ふものは、懶惰者なり、稼き嫌ひなり、其橫着者に施與するは、彌々橫着なふしむるなり、況てや乞食を三日すれは、三年か程は忘ふれぬと、諺に云ふものを、老爺か如く行ふては、一生涯も忘れざらまじ、終世乞丐で暮す者に、志を與ふるは、青砥左衛門ならなくに、大河に尿放つ、牛にも增して、愚なる業とは、小兒も知りてわふなん、內にしては村の衰微を招き、外にしては彼等に益せす、かゝれは俗に云ふ、已よがりの人こまふせ、以來は斷然やめて貰はん、若又不得心とあるなふは、此村を退いて貰はん、我儕の指揮と侮り、合點せされは合點のなるやう、言ふ所より言はすへし。

翁は先きの程より、若者等か、口を極めて罵りぬるを、默然として聞き居たるか、是に至りて、儼然として貌を改め、徐ろに答へて言ふ、方々一概に此老爺を、村に害あるもの又は名聞を好むものと爲す勿れ、老爺老いて氣根なく、餘命旦夕に迫る、何を苦みてか然る業を好まんや、然るを猶ほ此事あるは、深く思ふ所あれはなり、老爺も壯かりし際は、方々と同し意見にて、若し途中にて彼等を見るときは、此甲斐性なしめ、と人の上なれとも、腹たゝしく思ひしに、漸くに勘考して、又其取るへきものあるを知りたり、實に言はるゝ如く、彼等は怠惰者にして、自身の汗に依りて、衣食することを嫌ひ、徒ふに人の仁恤を目的にして、膚ふへき生活を甘んするものなれとも、然れとも、人の與ふるを受けて、人の與へさるを貪ふす、人の門戶に彳むも、人の倉庫を窺はす、美紳紳士の如くにして、思はんや其人は、兒惡たくひなき盜賊なるか如き比にあらす、是故に老爺は見るも不快なる彼等を逐はす、なふん程の心盡しは、餓ゑても盜まさる、貴き心を貴へはなり、然りなから老爺とて、徒ふに彼等を憐むにあらす、假令一錢の合力にも、十分間か程は異見を加へ、乞食の愧つへき理由を諭しつ、眞人間になれかしと勸む、かゝるが故に方々の目には、常に同しき者か同しく來ると思はるめれと、悉く然るにはあらぬそかし、凡そ是の如くに數ふるときは、速きは一年、遲きは二年、或は三年にして本心を顯はさぬは、稀なるそかし、其本心に立還つて、今現に人並の生活をなしぬる乞丐等か、翁の門邊に集ふおと、甘き物に蟻の集ふか如し。

さる程に、往來の人も、翁か門邊にては、思はすも鼻を摘まみ、走りて過きるおと、常なりけるか、終には彼の里に行けは、穢きものに逢はねはならすとて、他村の人の來すなりけり。

此の村の若き者、打集ふて云ひけるは、彼の老爺、由なき乞丐等を、集むるか故に、他村の者の此の村に入るを嫌ひ、誹つて乞食村と云ひぬるとそ、斯ては隣村の鎭守祭にも巾かきかす、口惜かふすや、今より我儕老爺か家を訪ひ、思ふ心の底を叩きて、存分に彼を苦め、猶は聽かそんは、戶長殿に事由を告けて、當村を追ひ拂ひ、日頃の汚名を雪かんは如何、とありけれは、孰も面白しと同心なし、伴ふて、老爺か家には、向ひたり。

さても件の若者等は、かねて談合せし上なれは、異口同音に、老爺か年頃の所業を罵詈り、又手いふ樣、老爺は此年頃、乞食輩を打集へて、僞仁心を施しぬるか爲め、近來當村、めつきりと成冷澁たり、此順にて押しゆかは、今一二年にして、狐狸の、巢窟となりなん、是皆老爺か、穢き者を集ふる故なり、斯くまてに村の寂寥ても、



者、近き邊に両三人は、あるなれども、恐るゝ由あれは言ひ難しと、口濡ほして一息なしけり。

獄事彙報

●獄事講話會の發會　文學士都築馨六、同久米金彌、法學士中山寛六郎、石澤謙吾、小河滋次郎の諸氏が發起者となりて催したる該會は豫定の如く去る十六日午後一時より東京市一ッ橋外帝國大學講義室に於て開けり當日來會せられしは内務司法両省の高等官府縣知事典獄貴衆両議員東京府會市會議員等にしてさしも廣き講義室も實に立錐の地なかりし斯くて來賓には別室に於て立食の饗應あり大日本監獄協會の佐野尚武氏等專ら幹旋の勞を取られき偖講話第一席は都築馨六君にて開會の主意を演べ第二席は小松原英太郎君にて監獄費は國庫支辨となさゝるべからさるの理由を詳説し第三席は北垣國道君にて過くる十三年監獄費を地方支辨に移せしは當時政府財政の整理上實に其已むを得さるに出つ今や財政整理し計畫概に成りたる上は之を國庫に復す固より當然なりとのみさを述ふ第四席は清浦奎吾君にて監獄の善惡に注意そるは國民の義務なりと論起し我國の監獄を評し放免囚保護會社の必要を縷説して其講話を終はれり而して閉會したるは午後四時十分を過ぎたりき當日來會せし重もなる人々は左の如し

●内務省にては○白根次官○荒川衛生局長○大谷庶務局長○大浦警保局主事○土屋縣治局試補○松本縣治局試補○窪田警保局試補○關警保局試補○石田土木局試補○河村庶務局試補●司法省にては○曲木秘書官○横田參事官○東京控訴院永井判事○全管谷判事○全高木檢事長○全岩野檢事○全福原檢事●府縣知事には○富田東京府知事○北垣京都府知事○山田大坂府知事○内海神奈川縣知事○籠手田新潟縣知事○久保田埼玉縣知事○中村群馬縣知事○石井茨城縣知事○成川三重縣知事○中島山梨縣知事○淺田長野縣知事○船越宮城縣知事○渡邊福島縣知事○佐和青森縣知事○長谷部山形縣知事○廣澤秋田縣知事○森岡石川縣知事○森山富山縣知事○西村島取縣知事○千坂岡山縣知事○神和歌山縣知事○關德島縣知事○谷森香川縣知事○勝間田愛媛縣知事○安場福岡縣知事○松平熊本縣知事○永井宮崎縣知事（次第不同）●貴族院議員には○正親町實正君○中川久成君○酒井忠道君○青山幸宜君○小松行正君○小原重哲君○村田保君●衆議院議員には○本間精一君○大坪利貞君○小野隆助君○加藤淳造君○福田久松君○齊藤長補君

○菊地九郎君●東京府會議員には○横山富次郎君○風祭甚三郎君○富岡彦太郎君○鈴木昌信君○大貫實君○小澤庄助君○河原伊平君○花井源兵衛君○佐藤正興君○山崎治兵衛君○關根柳助君○藤堂高義君○永井喜柄君●東京市會議員には○松南宏雅君○稻田政吉君○芳野世經君○其他にては○米國法學士三好太郎君○日本橋區阪本町警察署長池上四郎君●又府縣監獄官には○小野京都府典獄○前田大坂府典獄○小泉神奈川縣典獄○下見兵庫縣典獄○酒泉茨城縣典獄○吉山栃木縣典獄○宮地奈良縣典獄○千頭靜岡縣典獄○井上山梨縣典獄○中川岐阜縣典獄○樋井長野縣典獄○林福島縣典獄○大西青森縣典獄○白上秋田縣典獄○萩原福井縣典獄○高北石川縣典獄○大槻富山縣典獄○堀内鳥取縣典獄○遊佐島根縣典獄○西村岡山縣典獄○石井廣島縣典獄○濱田和歌山縣典獄○田中香川縣典獄○永松高知縣典獄○八木宮城縣典獄○長屋兵庫縣書記鈴木儀門君（次第不同）○怜士市ヶ谷支署長○前田石川島支署長○警視廳寛治君○全濱田利貞君○東京集治監書記增村嘉則君○全廣川周藏君○全羽田宮窓三郎君○兵庫縣留監署記安田藤重君○神奈川縣監獄書記霧生眞次郎君○群馬縣全廣瀬伊藤次君○栃木縣全梅村寛逸君○全三浦貫君○福島縣全全神谷仙松君○警視廳全佐々木俊三郎君●東京集治監看守長中川新次郎君○尾庄之助君○全山村寛貝君○石川島支署全横江勝矣君○市ヶ谷支署全東郷助五郎君○全神則君○全岡田正章君○兵庫縣全花房教君○群馬縣全古田元銓君○栃木縣全栗村敬直君○全富田眞清君○秋田縣全竹内千里君●市ヶ谷支署教誨師多田賢順君○東京集治監全後藤謙諦君○宮城集治監全藤吉智教君○神奈川縣全飯田直之丞君○埼玉縣全下間鳳城君○茨城縣全橫濱商潮君○秋田縣全多田島和造君○全芦立安之君○全河村稻穗君○全早味悦衛君○三池集治監書記

獄後直に正當の業に就き再び惡意を起さしめざるに在れハ現存せる彼の授産場なるハ此點に於て効用尠なきも無きに若かざるへし偖又囚徒作業の點に於ても種々の説あれ共此頃歐洲にて八作業の勞力ハ國民の資本なりとの經濟上の定説より起因して假令囚徒たりとも徒に遊ハしむ可らずとの輿論なれハ監獄ハ諸種の工業を會社抔より受負ふて囚徒に就業せしむへし尤も官業を興すハ惡かる可しと云々と述へ終りて散會せり

（明治廿五年四月十七日時事新報）

左に掲くる一篇ハ去ル十六日一ツ橋外帝國大學議義室に開きたる獄事懇話會に於て警保局長小松原英太郎氏の演説せしものなり

●監獄改良の話

監獄の事ハ從前餘り世人の注目せざる所なりしが維新來追々世人の注目する所となり又改良の論も起り嚮來氣運一變して今日に於ては學者政治家等熱心此事業に注意する者大に其數を增加するに至れり今日此の獄事談話會の開設を見るハ即其例証なり幸に此講話會の如きものあつて今後益々斯事業を學術的及實際的に講究する所あらハ大に獄事改良上に裨益を與へ其進歩を促すに至るへしと信す

茲に監獄の性質及目的に就て聊か說述すへし抑監獄とハ如何なるものかと云へハ國法に悖り公安を害する行爲ある者に對して裁判上の審訊を確保し及刑罰を執行するが爲めに設くる所の場所なりと雖然ると雖も監獄ハ唯社會の危害を防制し裁判上の審訊を確保するが爲めに犯罪者を監禁する所の場所たるに止まり刑罰を執行するの場所にはあらさりしなり其刑罰執行の場所となりたるハ實に近世の創始に係る即ち刑法に於て始めて自由刑なるものを採用するに至りたるより來監獄をして之を執行するの場所たらしむることゝなれり

刑法の目的に就ては諸家の見る所多少の異同なきに非すと雖も要するに刑法の目的ハ一面警戒を施して以て其行爲を貴罰し一面矯正を加へて以て其罪惡を匡治せしむへしと謂ふにあるものゝ如し刑法の目的にして若し果して此に適當なる方法を以て囚徒を取扱ひすんはあるへからす

刑法と監獄とハ其關係最も密着せるものにして今假りに之を兒童の成育に譬ふれハ刑法ハ恰も生兒の如し監獄ハ猶養育所の如し其兒ハ如何に健全に利發に生るゝも之を養育するの方法其宜を得さるときハ成人の後社會有用の人物となることを得さるへし之と同しく刑法ハ如何に善美なるも監獄即ち刑の執行場の管理其宜を得さるときハ刑法の目的を貫徹すること能はさるへし斯の如く密接の關係を有するが故に刑法の完美を計り裁判の適正を求むるに從ふたらさるへからす

往時に在りては何れの國も監獄ハ誠に不完全なりしなり殊に泰西諸國に於ては最も太たしかりしが如し監獄歷史に據て之を見るに前世紀の初め頃迄に於ける泰西諸國の監獄の狀況ハ實に其慘憺を極めたるものゝ如し然れとも其の論局内に出ですして局外に起り世の學者政治家慈善家等と稱する者卓先して盛んに之を唱道し終に堅牢なる監獄の鉄壁を破つて改良の勝旗を其屋頂に立つるに至れり我國に於ては泰西諸國と事情を異にする所あり維新已後監獄改良の事を唱ふるの追ゝ出でたるか政府當局者も鋭意之か改良を圖りたる爲め既に幾多の改良を施し大に其面目を更新したること疑を容れさるに至るも亦た決して之を改良したるなら今後尚ほ改良すへきこと少からす而して之を改良し研究する上に於て世上の學者政治家等の盡力を要すへきこと一にして足らさるなり

扨監獄改良とハ如何んと云へハ監獄改良とハ犯罪人を懲惡感化して再犯を防遏し良民に復歸せしむるの目的を達する適當なる方法を以て監獄を管理すへし謂ふにあり故に囚徒取扱の方法ハ飽まで嚴正に飽まで公平にして飽まで摯實にして囚人をして國法の正くして犯すへからさるを知らしめ其罪惡を悔悟せしめ良民的生活に馴致せしめさるへからす且其獄舍ハ罪惡の傳播を防き感化を施すに適するの構造たるを要す若し監獄の構造不完全にして罪惡の練習傳播を防き感化を施すに適せさるか或ハ囚徒取扱の方法其宜を得すして嚴正公平且摯實の旨を失ふときハ監獄ハ到底其目的を達する能はさるなり

監獄改良の旨意ハ右に述ふるか如し故に之を實行するの方法順序ハ大別二種のなるなり曰く獄舍の改良曰く囚徒取扱方法の改良即ち是なり一ハ則ち多額の金を要し一ハ金を要すること割合に僅少或ハ全く之を要せずして實行し得るものなきに非す而して其金を要するものハ財政上の關係あるを以て實行上多少の困難なき能ハさるへきか故に便宜上其容易に實行し得へきものを先に依て實行せる狀況なりと雖も前にも述へたる如く獄舍の良否ハ治獄上最も重大の關係あり獄舍にして不完全なるときハ到底嚴正に刑罰を執行し且つ罪惡傳播の弊害を防き監獄の目的を達すること能はさるへし是なり以て多少の困難ハ之を排し成るへく速に獄舍の改良を實行せさるへからず我國の監獄ハ其構造多くハ唯囚徒を監禁して社會より離隔せしむるに適するも彼の自由刑を執行して懲惡感化の目的を達せしむるに適せす故に監獄の改良を計るに方て獄舍を改良するの一事ハ最も急務なるを信す又經濟の点に於ても永遠の經濟を計れハ益あり決して損なし何となれハ獄舍の良否ハ直接に囚徒取扱上の改良に至ては囚徒の取扱を嚴正公平にし其紀律を嚴肅にし或ハ司獄官吏をして其職務に熟達せしむるか如きハ既に政府當局者の最も意を注き力を盡す所なり

然るに彼の囚徒に給與する所の衣服食料等の狀況を見るに地方に依り多少厚薄の差あるか如し又囚徒使役等の方法に就て之を見るも或ハ縣に於ては單に收入を多くし支出を少くし若くハ作業發達を節減するが爲めに來積外役等極めて簡單にして且勞苦の最も甚しき使役法を採用するの如きハ囚徒出獄後生計の道を立てしむるの便を計り成るへく多く作業の種類を備へて各種の囚徒を適當の役業に就かしめ使役するものあり又囚徒の衛生、教誨等のことに就ても地方を異にするに從て多少の差異あるを免れす又看守の俸給の如きハ甲地乙地の間著しく厚薄の差別あり俸給に厚薄あるの結果ハ勢ひ其人物に優劣あるを致し延ひて遇囚紀律の張弛に其影響を及ほすことを免れさるへし而して其斯の如く同一の刑法に據り同一の處分を受けたる者に對し之を待つに不同の狀況あるの所以のものハ監獄費の地方税支辨なるか爲め地方議會か其地方の狀況を斟酌して區々の議決をなすに由らすんはあらす其結果ハ竟に刑法執行上不公平を免れさるなり此弊失ハ地方税支辨を轉して之を國庫支辨となすに非されハ到底之を一掃し能ハさるへきことハ猶彼の獄舍改良の事と一般なり右ハ實際監獄の改良上、其費用を國庫支辨となすの必要を論したるものなるか尚ほ道理上より之を觀るも監獄ハ國法に悖犯するの行爲ある者に對し國權を以て之を監禁し且刑罰を執行するの場所なるか故に之を建設し維持し且つ管理するの任務ハ當然國家の事業に屬すへきに非すや事理の當さに然るへき所にして其費用を以て地方税支辨となすに非されハ到底之を一掃し能ハさるへきことハ猶彼の獄舍改良の事と一般なり右ハ實際監獄の改良上、其費用を國庫支辨となすときハ獄舍の改良なり若くハ囚徒取扱上の改良なり事の緩急なき計り諸般の改良を一般に實施するの便を得るのみならず又治獄上愼利を得ること亦た少小にあらさるなり抑も監獄なる者ハ固と其牧養すへき罪囚の種類に應し其府縣の收監人員を目安として之を營造したるものなるか故に若し嚴正なる刑罰の執行と懲惡感化の効を收めんとならハ常に適度の人員を拘禁し且其罪質、年齢、犯數、品行、性質等に由て罪囚別異の法を實行するを要す然るに一朝或る地方に於て非常に囚徒の增加を致すか如きことあるときハ忽ち罪囚別異の法を擾亂し其結果終に刑罰執行上勢ひ懲惡感化の目的を阻止するに至るを免れす斯の如き場合ハ往々實際に見る所なりと雖も其費用の地方税經濟に關するの國ハ縱令ひ或る地方に於て非常なる增加を致すも決して獄舍の改良なり若くハ囚徒取扱上の改良なり事の緩急なる計り諸般の改良を一般に實施するの便を得るのみならず又治獄上愼利を得ること亦た少小にあらさるなり抑も監獄なる者ハ固と其牧養すへき罪囚の種類に應し其府縣の收監人員を目安として之を營造したるものなるか故に若し嚴正なる刑罰の執行と懲惡感化の効を收めんとならハ常に適度の人員を拘禁し且其罪質、年齢、犯數、品行、性質等に由て罪囚別異の法を實行するを要す然るに一朝或る地方に於て非常に囚徒の增加を致すか如きことあるときハ忽ち罪囚別異の法を擾亂し其結果終に刑罰執行上勢ひ懲惡感化の目的を阻止するに至るを免れす斯の如き場合ハ往々實際に見る所なりと雖も其費用の地方税經濟に關するの國ハ縱令ひ或る地方に於て非常なる增加を致すも決して獄舍の改良なり若くハ囚徒取扱上の改良なり事の緩急なる計り諸般の改良を一般に實施するの便を得るのみならず又治獄上愼利を得ること亦た少小にあらさるなり抑も監獄

諸般過當の方法最も不完全なるを免れざるの實況なり然るに若し監獄費を以て之を國庫支辨に移すときは便宜或は數府縣の間に一の完全なる女監を設け其近府縣の女囚を擧禁して適當なる取扱をなすことを得へし又懲治場幼年監の如きも或は一の特別なる建物として適當なる位置に之を創設し特に必要なる機關と方法とを備へて之を管理し所謂犯罪を嫉視に萌くるを得へきなり其他各府縣の罪囚を彼是相融通して拘禁するの便を得るときは場合に依ては管理上及經濟上の便を計り或る物價の廉にして罪囚の拘禁に適當なる地方又は相當の役業ある地方の監獄に於て長刑期の罪囚のみを集禁することを得へく又監獄諸般の需要品の如きも或る適當なる地方の監獄に於て之を製造せしめ廉價を以て其需要を充たす等の便利あるへし

之を要するに今日監獄改良事業の前路に横はる所の一大困難は監獄費地方稅支辨の一事即ち是なり此困難を排除するに非されば監獄改良の目的は容易に之を達することを能はさるへし到底刑罰執行の公平を保つこと能はさるなり故に今の時に當り監獄費を國庫支辨の舊に復することは獄事上最も必要なるを信す議場の諸君監獄改良の事業に向つて大に協力せられんこと希望に耐へさるなり

（明治廿五年四月十九、二十日朝野新聞）

●何ぞ天然の圖圍を修整せざる

此一編は濱浦奎吾氏が去る十六日大學講義室の獄事談話會に於て演說せし要旨なり

余は監獄改良を唱ふる一人なり其改良を望む所以のものは唯國家に國家本領の義務として國法執行の精神を貫く爲めには監獄懲治の目的を達するに要する義務は悉さゝるへからされは之れ抑も監獄は刑の執行場たり然るに其監獄にして刑の執行方法刑法の精神に副はすんは是れ國家自ら刑法の違守を怠るものなり監獄改良の道を講するは實に必要已むへからさるものなり彼の傳染病流行の時に當てや官民共に力を豫防消毒隔離法施行等に從事し殆と餘力を遺さす實に官民力を合せ盡を一にし傳染病の惡魔を退治するの勇氣に至ては大に賞讃すへきなり

犯罪は一種の傳染病なり又一種の遺傳病なり其害毒は實に恐るへきものにして若し之れに對する感化懲治の道其宜しきを得さるときは社會は其毒氣に傳染し吾人の生命財産の安寧を害するに至らんとするや之れが撲滅は最も力を盡さゝるへからす彼の癩菌或は林檎の圖圍を見よ能く空氣を流通せしめ勉めて蟲害を豫防し若くは之を驅除することを怠らす人は世界と云ふ天然の圖圍に生たる美果真種にあらすや然るに其蟲害を豫防し若くは之を驅除するの力を盡すこと却て癩菌林檎を愛養するに及はさるものは抑も何の心ぞや

蓋し監獄の學理を論するは獨り監獄學者の任にあらす又監獄行政の改良を圖るは單に獄務當局者の責のみならす其他の人士に於ても亦間接の責任ありと云はさるへからす世の人士が監獄を度外視するは即ち監獄の改良せさる所以なり放免囚保護會社の隆盛に興起せさるは以て世人が監獄に冷淡なるを證するに足る試みに思へ吾人は監獄費を負擔するの義務あり又其制度及施行に關し喙を容さゝるの權利ある以上は監獄の事は宜しく注目せさる可からず即ち官民力を協せ傳染病の退治に力を盡すが如く犯罪ふ一種の傳染病亟に遺傳疾に對しても亦共に力を盡し以て此病魔を社會より驅逐し天然の圖圍を清潔ならしめさるへからす

我邦近年獄事の改良に從事し或は獄務實練習所を設け或は監獄巡閱官監獄評議會等を設け力を盡したるを以て之を封建時代の監獄に比すれは實に其面目を一新したりと雖も願みて之を歐洲監獄の狀況に比すれは未た完全の域に達せさるのみならす猶幼稚にして往々監獄と謂ひんより寧ろ犯罪人共同聚圍場と稱するの適當なるものあり例へは我監獄則によれは犯罪の種類、犯數及犯人の年齡等に因て各監房を別にするの制なるも實際往々此目的を達することを能はさるのあり特に懸所在地外の監獄に至りては僅かに男囚女囚を區別するに過ぎす實に今日の監獄は國庫金及地方費を以て設置したる惡業者養成所なりと謂ふも亦強ち諫言にあらさるへし此の如き有樣にて條約改正を爲すあらは外國人を囚繫するに當り大に不都合を唱ふるものあるに至るへし或は云ふ外人若し我國法權の下に立つるに至らは之か取扱は特別なれは可なりと云ふものあるも同一の法律に服すへき人民をして其取扱を異にするは不公平にして行ふ能はさることなり

刑事統計表の吾人に示す所によれは明治廿三年の在監囚は十三万八千四百六十二人にして其中懲役の最も甚しき性質惡き財產に對する受刑者は六万四千八百五十二人にして寧に總員五割七分弱に當る各監獄現在囚徒全數は六万千〇廿三人にして明治廿三年中の出獄囚人十四万九千〇八十五人の內再犯以上の者三万九千九百九十五人なり尤も前科調査表來た十分整頓せさるを以て前科を包藏し易く其實再犯者續出する多數を占むるならむ再犯者數の多數を占むる所以のものは犯罪を極生する社會的の原因他に之あるに由ると雖も抑も亦入監中惡業傳習の惡結果と謂はさるへからす

會か見る所を以てすれは幼年囚徒は普通監獄より分離し數縣を合して幼年監を設け成へく之を分房制に構造し強制教育的精神を以て彼の不幸憐むへき者を養成し純白の質に化せしめんことを希望す又幼年の不論罪者にして懲治場に入る者の如きは感化院又は強制教育所に於て一日若くは一週若干の贖費を以て之に委托して懲治せしめ得るの法を設くるも亦必要なる業なりです初期の犯罪者は初期の肺患者の如く其治療により寧ろ我國の現況は初期の犯罪にして改悛の望ある者は却つて監獄中最も

不完全なる監獄に拘禁せられ之を接吸する紀律之を改悛せしむる教誨十分ならす役業は藥工の如き以て役とするに足らさる業を執らしめ給養亦或は欠くる所あるを免かれす是豈に初犯者に對するの道ならんや斯の如き將來に改悛の望あるを免かれす是豈に初犯者に對するの道ならんや斯の如き將來に改悛の望ある者は可成之を其制の監獄に入れ成へく之を分房に拘禁し其改悛の情狀顯著なる者は假出獄等の恩典に浴せしめ斯民をして一人たりとも純白に復せしめんことを希望するは則ち吾人の共同生存する此社會を清淨、安寧ならしめんか爲めに過さす又教誨師は犯罪と云ふ傳染箋遺傳病者の醫師にして說教は其病根を治療する藥劑なれは可成良醫否良教誨師を求め良藥を投せさるへからす是迄の樣に日曜休役の後に至り儀式樣に總囚を混同して說教するか如きは所謂竇林に藥を愛養するに及はさるものは抑も何の心ぞや

（明治廿五年四月二十日中央新聞）（未完）

●何等の酷刑　去月四日發の伯林通信は吾人に報じて曰く本日ハノーヴアーの一小邑スレドに於て殺人犯者の死刑を執行せしが犯者は定刻に至り獄吏に導かれて斷頭機上に上りしに驚かてカタンと聲するや共に視る者は思はす眼を閉ち早や次の一瞬には犯者の身首處を異にへくと眼を開けは身首未た全く其緣を絕たさりしに嗚呼無慘、鬼の如き獄吏は直に双手を以て身首を引き離さんと力めたれと肇けし振れと空しく碧血の淋漓として床を浸すのみなれは更に四人を斷頭機の上に置き又もや一刀を四人の首に加へしに尙其効を奏せさりしかは獄吏は刀を執りて背部より亂打亂擊し遂に漸く四人の頭を斬り放ちたりと嗚呼死刑廢止の聲は殆世界の各處に響き渡らんとするの今日に當て此悲慘惨憺たる惨報を耳にす吾人は之を評するの辭を見出す能はさるなり

（明治廿五年四月九日自由新聞）

●鐵道、監獄兩案と副島伯　紙員一日副島伯を訪ひ近頃世間に關下は政府提出の議案中鐵道置收法案と監獄費國庫支辨案に付松方主相と意見を異にするやに傳ふる者あり事實如何と尋ねに伯は斷然威嚴を正し二法案は政府が第二期議會を解散せし理由中の主なるものにて其次第に解散の上奏文によりて明かなり去れは若し余をして此事に付松方主相と意見を異にするものならしめは余は解散の後を襲く現內閣に入るの謂れなし要するに吾々內閣員は飽迄も既定の方針を以て議會に對するの覺悟なり已に該二法案の如きは國家經濟上缺く可らさる急務と認めたる故來る五月の議會にして万一再び否決せられ何間にても解散を奏請する覺悟なりといと熱心に語りたるよし

（明治廿五年四月六日東京朝日新聞）

●監獄費案の諮問會　府縣監獄費を國庫の支辨に移す議案は昨年の通常會に提出せすして止みたるも此否決たる政府か同議會を解散したる重なる原因中に數へらるゝものなれは政府は次の議會に同議案を提出し議會の協賛を求むること勿論なるへけれは內務省に於ては現に其議案調査中なりと聞けるか政府は常議會に提出せんとせし同豫算案は精細の調査を遂くるの餘裕なきを以て前三ヶ年間の監獄費平均額を標準として之を調製したることなれは不完全の廉も鮮からすして多少修正を加へさるへからさる次第なるに依り目下上京中なる地方長官に就き其經費の實際を調査することゝし昨日は午前十時より內務省會議室に同長官を會し自棟內務次官小松原醫保局長及監獄課員か臨席し監獄費の諮問會を開きたり

（明治廿五年四月九日國會新聞）

●條約改正と監獄改良　條約改正の模樣は着々其の歩を進めつゝあり加之法典實施の氣運も頗る高きに拘らす獨り怪しむ監獄事業に至りては今日まで熱心に改良事業に從ひしものあるを聞かす彼の各地に在る典獄の如き司獄官練習所に於て其の理と術とを講究し始めて其の緒緖を知得せし位にて若し今日のまゝにて何時までも放任し置かんには條約改正談判上幾多の障壁となるへく假令談判上格別の障碍とならさるにもせよ愈々內地雜居を許したる曉に至れは勿論ならさる不便を生すへければとて彼の獄事談話會の如きも今日に發生するに至りたるなく又更に角獄事改良の事に關して愈を注くものゝ漸く世に增加するは賀すへき事なりと萊氏に物語れり

（明治廿五年四月十七日朝野新聞）

廣告

○寄書

今回本誌の一大改良に付ては無名なると匿名なるとに拘らず都ての寄稿を掲げ申度就ては續々玉稿を投せられんことを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るへく簡單なるものを寄せられたし

○取消

謹啓仕候陳は本年二月發兌貴雜誌第六拾四號通信欄內に特別監視規則違犯の件に付き小生の通信御登載被下候處右は最初は宜しく研究すへき必要の事と存候に付き御登載を請ふ積りにて乃ち彼の書翰の如く相認め候へとも少

々行違ひの廉有之見合す事に致し其旨客生に申聞け置き候所客生に於て諾しなから誤て投書仕り唯今右の雜誌到達拜見致し中に卑簡の存するを看て驚愕の至りに堪へす何卒右の次第にて事全く行違ひより生し慚懼の極りに付き次回の雜誌にて是非御取消下され度切に奉希上候恐懼頓首

明治廿五年三月十九日　在群馬縣　福原三益

大日本監獄協會御中

右の通り申越されしに依り前號に掲載せし同氏の書簡全文を取消す

○統計　印刷上の都合より本回に限り統計を省きたれとも次號よりは毎號必す掲載するおとを怠たらさるへし

○正誤　獄事講話會は日本監獄協會の發起になりたるものにあらさるに其發起者中監獄協會の石澤氏の名ありたる爲めか時事新報は監獄協會にて催したるものゝ如く世人に紹介せり依て茲に其誤りを訂す

●緊急廣告●

內務省監獄課員神谷彥太郎君譯

○**英國ペントンヴィル獄事情**　全壹冊　代價郵稅共金二十八錢

本書ハ大英國ノ模範獄トシテ有名ナル「ペントンヴィル獄」ノ事情ヲ譯出セラレシモノニ係ル開クトコロニ依レハ目下巢鴨池袋ニ建築セラルヽ新監獄モ專ラ此ペントンヴィル獄ノ構造ヲ基礎トセラルヽト云ヘハ獄事家タル者大日本監獄協會佐野尙君譯

○**歐米監獄事情**　第十冊迄既刊　壹冊代價金四錢九厘乃至金二十五錢

本書ハ廣ク歐米監獄ノ事情ヲ得意ノ精筆ヲ以テ翻譯セラレシモノナレハ獄事家ノ座右ニ欠クヘカラサル參考書ナリ

佐野尙君譯

○**佛國監獄改良論**　上卷　代價郵稅共　全壹冊　金二十八錢

本書ハ佛蘭西監獄改良ノ依テ來リシ所ヨリ其今日ヲ致シタル顚末ヲ論述シタル原書ノ意義ヲ秋毫モ誤ラス最モ詳細ニ譯出セラレシモノナリ

宇川盛三郎君講述

○**監獄論**　全壹冊　特別割引代價郵稅共金拾四錢

長野縣書記官小野田元熙先生著

○**泰西監獄問答錄**　全壹冊　代價郵稅共　金七拾五錢

佐野尙君譯

○**佛國監獄改良論下**　卷　代價郵稅共　全壹冊　金二十八錢

神谷彥太郎君譯

○**華氏監獄論**　全壹冊　代價金四拾錢

佐野尙君譯

○**萬國議事提要**　全壹冊　代價金六拾錢

神谷彥太郎君纂述

○**英國獄事問答**　全壹冊　代價金五拾錢

右監獄論以下六書ハ實切ニテ目下絶版ニ候得共何レモ獄事家ニ欠クヘカラサル最緊要書ナレハ本院ハ豫約ノ便法ニ送本可仕候間續々御申込被下度候

東京市牛込神樂町二丁目廿二番地

明治廿五年四月

臨池書院

和佛法律學校

校外生募集廣告

○本校ハ專ラ和佛法律學校ヲ講義錄ヲ發行シ汎ク校外生ヲ募集シタルニ今ヤ其數五千人以上ニ達シ既ニ第二學年ヲ卒フルニ當リ茲ニ第一期校外生ヲ募集シテ斯學ノ蘊奧ヲ攻メ益々盡ス所アラントス有志ノ士ハ至急入學申込アリタシ○講義錄ハ第一年級科目ヲ一ケ月金四拾錢トス○講義錄ハ毎月三回一日十日二十日ヲ以テ發行定日トシ其紙數ハ三十四字詰十四行ニシテ一ケ月二百頁以上トス○二月一日第一號出版ス○入學金ハ金參拾錢トス○二月二十八日迄ニ入學申込ニ限リ入學金ヲ要セス○規則書ハ申込次第速カニ進呈スヘシ

●學科目●初年級○法學通論○憲法○法例○民法原理○民法人事編○同財產編總則、物權部、人權部)○商法○裁判所構成法○民事訴訟法○刑法○刑事訴訟法○理財學●二年級○民法人事編○同財產編物權部、人權部)○同財產取得編○同擔保編(對人擔保)○同證據法○商法○民事訴訟法○刑法(第二編以下)○刑事訴訟法(第二編以下)○行政法○憲法○民法財產取得編○同擔保編(物上擔保)○同證據編(時效)○商法○民事訴訟法○行政法○國際公法○國際私法○選擧法○財政學(各論)

擔當講師（いろは順）

數頭　佛京巴里法科大學名譽教授　ボアソナード

法律學士　飯田宏作　伊國法律博士　パテノストロー

法學博士　富井政章　大博士

佛國法律博士　ルヴビリヨー　法律學士　富谷鉎太郎

法學士　吉原三郎　法律學士　岡田朝太郎

法學士　田代律雄　法律學士　河村讓三郎

法學博士　梅謙次郎　法律學士　高木豐三

法律學士　前田孝階　ドクトル、イュリス、高木甚平

法律學士　福原直道　講師　黒川誠一郎

法律學士　寺尾享　法律學士　秋月左都夫

法學士　有賀長文　法律學士　松室致

法學士　城數馬　法律學士　古賀廉造

講師　森順正　法律學士　志村源太郎

佛國法律博士　本野一郎

本校第一期講義錄ハ昨年末迄ニ八十號ヲ刊行ス逐號取補ヒアリ依テ此際第一期ヘ入學ノ者ニハ特別ヲ以テ八十號迄ハ一冊ニ付金五錢宛ノ割ニテ講讀セシム

私立　**和佛法律學校**

東京市麹町區富士見町六丁目